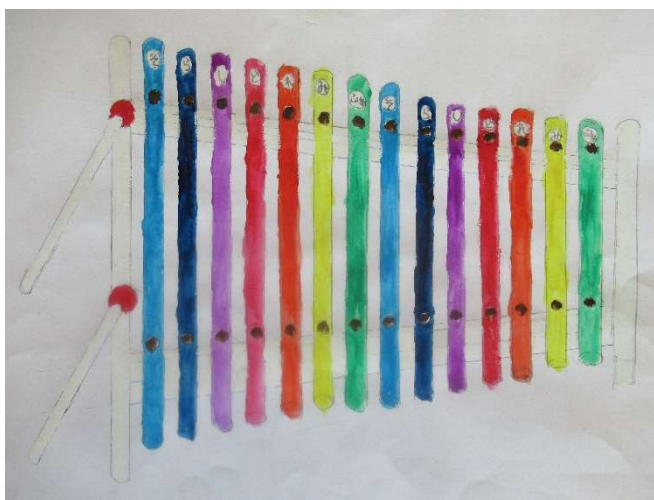


富谷市 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (令和3~5年度)



富谷市地域活動支援センター通所者制作

令和3年3月

富谷市

本計画では、「障がい」及び「障害」の表記について、下記の通りとします。

- 特定の事項を示さない一般的な言い回しについては、「障がい」と表記します。
- 「法令や条例等に基づく制度」や「施設名」、「組織名」、「事業名」等の固有名詞のほか、引用・抜粋文については原文のまま表記しています。

はじめに

富谷市は今年、市制施行5周年を迎えます。これまでの市政運営にあたっては、総合計画基本構想で掲げたまちづくりの将来像「住みたくなるまち日本一」の実現のため、富谷市総合計画・前期基本計画の着実な推進に取り組んでまいりました。

この間にも、国、県の政策の動向の変化や世界的な気候変動による自然災害の増加、また、令和2年当初から発生した新型コロナウイルス感染症の拡大による新しい生活様式への転換など、本市を取り巻く状況は大きく変化しております。これらの時代の変化に対応するため令和3年度から令和7年度までのまちづくりの指針となる「後期基本計画」では、「新型コロナウイルスを踏まえた市政運営」「子どもにやさしいまちづくりの推進」「SDGs（持続可能な開発目標）の推進」を新たな要素として加え、各種施策に取り組むこととしています。

一方、我が国の障がい保健福祉施策においては、障がい者及び障がい児が基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指してきました。

本市におきましても、障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加（就労）、住まい、教育等を地域全体で助け合う包括的体制をさらに整えてまいります。

このような時代の潮流の変化に対応できるよう、この度、「富谷市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。本計画では、「富谷市障がい者計画」の基本理念「障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり」を踏襲しつつ、新たに「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」「地域共生社会の実現に向けた取組」「障害児の健やかな育成のための発達支援」等を基本的理念に加え、令和3年度から令和5年度までの国の指針による成果目標を達成するために鋭意取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、市民の皆様をはじめ、障がい者施策推進協議会、関係機関など多くの方々より貴重なご意見、ご提案をいただきましたことに衷心より感謝申し上げます。



令和3年3月

富谷市長

若生裕俊

目次

第Ⅰ章 計画の概要

第1 計画の理念	3
1. 計画の基本的理念	3
2. 計画の趣旨	5
3. 計画の位置付け	6
4. 計画の方針	6
第2 法令根拠	8
1. 計画策定の法令根拠	8
2. 計画期間	8
第3 計画策定体制	9
1. 富谷市障がい者施策推進協議会	9
2. 住民参加	9
3. 富谷市・黒川地域自立支援協議会	10

第Ⅱ章 障がい者の現状と第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

第1 障がい者の状況	15
1. 本市の人口構造	15
2. 総人口の推移	16
3. 障がい者の状況と推移	18
第2 実態把握調査の結果	29
1. 生活状況について	29
2. 仕事について	32
3. 外出について	35
4. 障がい者交通対策について	37
5. 権利擁護について	38
第3 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価	40
1. 自立支援給付事業の推移	40
2. 障がい児通所支援サービスの推移	43
3. 地域生活支援事業の推移	45
4. 成果目標の推移	53

第Ⅲ章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の事業の展開

第1 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の事業	61
1. 自立支援給付事業（第6期障がい福祉計画）	61
2. 障がい児通所支援事業（第2期障がい児福祉計画）	64
第2 地域生活支援事業	67
1. 必須事業	67
2. 任意事業	71
第3 成果目標	72
1. 国の指針による成果目標の設定	72

第Ⅳ章 計画の推進に向けて

第1 効果的なサービス提供体制	85
1. 関係機関等との連携	85
第2 進行管理と事業評価・計画の弾力的運用	88

1. P D C Aサイクルによる計画の進行管理と評価	88
2. 富谷市障がい者施策推進協議会	89
3. 富谷市・黒川地域自立支援協議会	89
4. 計画の弾力的な運用	89

資料編

1. 富谷市障がい者施策推進協議会条例	93
2. 富谷市障がい者施策推進協議会委員名簿	95
3. 計画策定の経過	96
4. 用語集 (50音順)	99

第 I 章 計画の概要

第 1 計画の理念

1. 計画の基本的理念

令和 2 年 5 月 19 日に、厚生労働省から発出された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、市町村が総合的な障害福祉計画等の策定にあたって留意すべき基本的な理念について示されたことから、「富谷市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」の策定にあたっては下記の基本理念（一部抜粋）に基づき策定するものとします。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）並びに難病患者等であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要がある。例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制

の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。その際、市町村は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ②①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

（５）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

(6) 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

(7) 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

2. 計画の趣旨

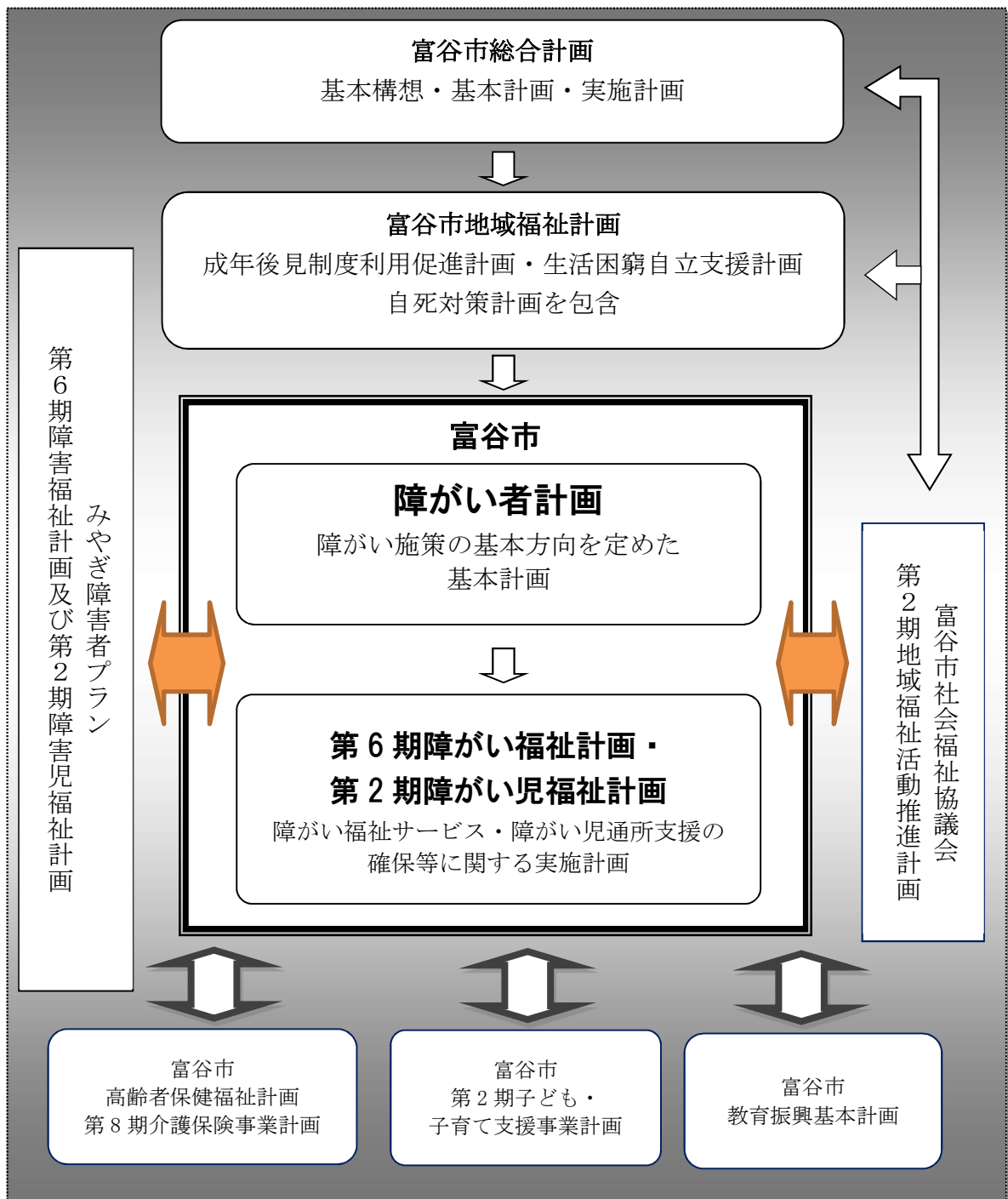
「富谷市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」は、これまでの考えを継承しつつ、富谷市総合計画、国・県の基本指針及び計画に基づき、整合性を図りながら、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の実現に向け、障がい施策を推進していきます。

3. 計画の位置付け

富谷市障がい者計画は、富谷市総合計画を基本に障がい福祉施策の基本的な事項を定める計画と位置付けられています。障がい福祉計画は、障がい福祉サービス全般の具体的実施計画となるものです。

富谷市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画は、平成 28 年度（2016 年度）に策定した上位計画である富谷市総合計画や福祉分野の上位計画である地域福祉計画その他関連計画との整合性を図るとともに、国の第 4 次障害者基本計画や県の計画である第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画、みやぎ障害者プランとの整合・連携を図りながら策定するものです。

4. 計画の方針



【第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画】

1 自立支援給付事業・障がい児通所支援事業の推進

第 1 第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の事業

1. 自立支援給付（第 6 期障がい福祉計画）
 - (1) 訪問系サービス
 - ① 居宅介護 ② 重度訪問介護 ③ 同行援護
 - ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援
 - (2) 日中活動系サービス
 - ① 生活介護 ② 短期入所
 - ③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）
 - ④ 就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型・就労定着支援）
 - ⑤ 療養介護
 - (3) 居住系サービス
 - ① 自立生活援助 ② 共同生活援助（グループホーム）
 - ③ 施設入所支援
 - (4) 相談支援系サービス
 - ① 計画相談支援 ② 地域移行支援 ③ 地域定着支援
2. 障がい児通所支援事業（第 2 期障がい児福祉計画）
 - ① 児童発達支援 ② 医療型児童発達支援
 - ③ 放課後等デイサービス ④ 保育所等訪問支援
 - ⑤ 居宅訪問型児童発達支援 ⑥ 障害児相談支援
 - ⑦ 福祉型障害児入所支援※ ⑧ 医療型障害児入所支援※
 - ⑨ 医療的ケア児に対する関連分野の支援の調整

※福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援は、県・仙台市のみの事業

2 地域生活支援事業の推進

第 2 地域生活支援事業

1. 必須事業
 - ① 相談支援事業
(基幹相談支援センター等機能強化事業)
 - ② 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業
 - ③ 理解促進研修・啓発事業
 - ④ 自発的活動支援事業
 - ⑤ 意思疎通支援事業
 - ⑥ 手話奉仕員養成研修事業
 - ⑦ 日常生活用具給付等事業
 - ⑧ 移動支援事業
 - ⑨ 地域活動支援センター
2. 任意事業
 - ① 訪問入浴サービス事業
 - ② 日中一時支援事業
 - ③ 自動車運転免許取得・改造助成事業
 - ④ 地域移行のための安心生活支援
 - ⑤ 成年後見制度普及啓発事業
 - ⑥ 障害者虐待防止対策支援事業

第 3 成果目標

1. 国の指針による成果目標の設定
 - (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行等
 - ① 一般就労への移行（就労移行支援事業・就労継続支援 A 型事業・就労継続支援 B 型事業）
 - ② 就労定着支援事業の利用者数の増加 ③ 就労定着率の高い就労定着支援事業所の増加
 - (5) 相談支援体制の充実・強化等
 - (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
 - (7) 発達障害者等に対する相談支援の提供体制の構築
 - (8) 障害児支援の提供体制の整備等
 - ① 児童発達支援センターの整備 ② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
 - ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備
 - ④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備
 - ⑤ 医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
 - (9) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要量の見込み及び見込み量の確保方策
 - (10) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込み及び見込み量の確保方策
 - (11) 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

第 2 法令根拠

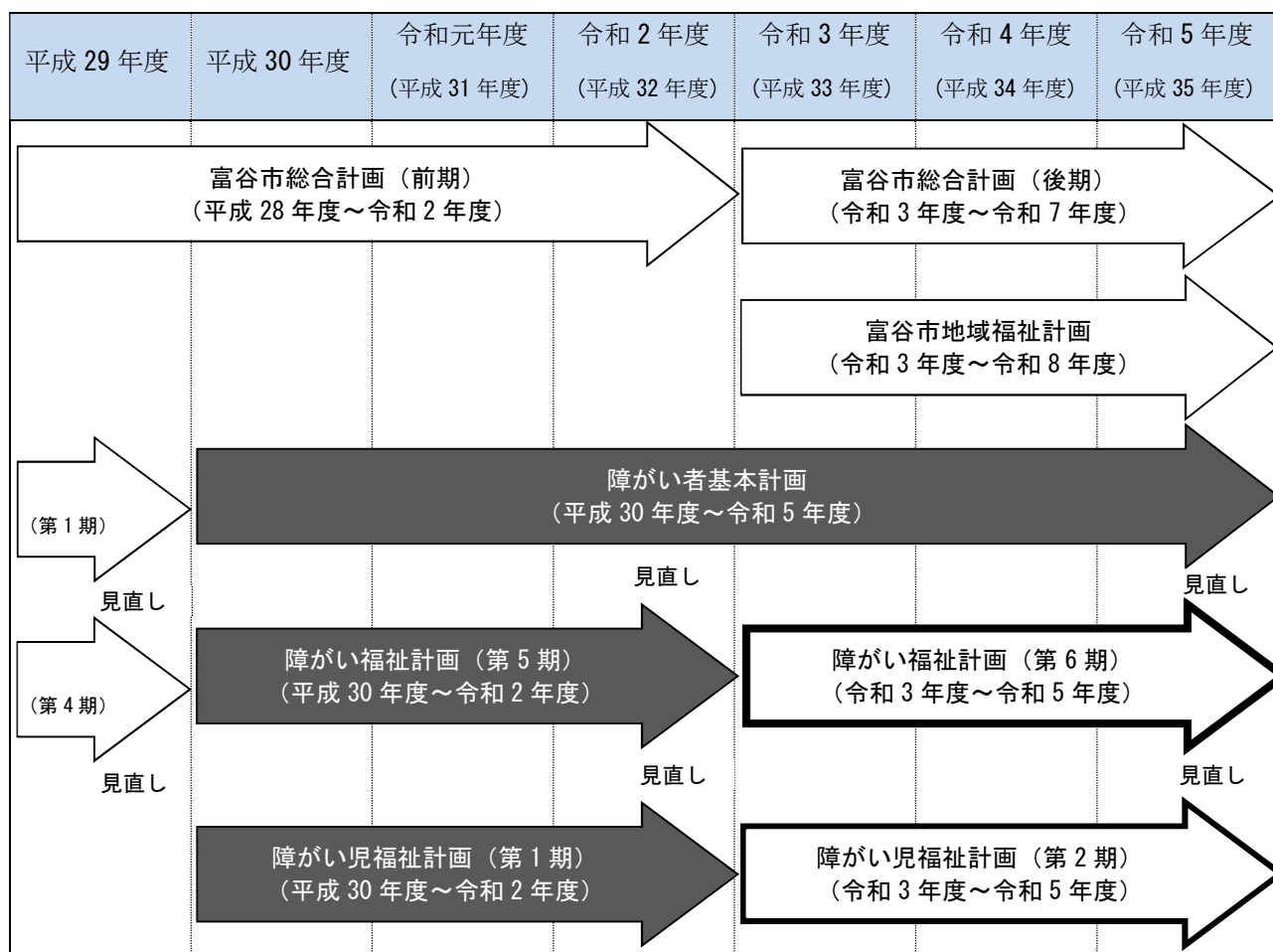
1. 計画策定の法令根拠

本計画は、平成 30 年（2018）3 月に障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定し、「障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、本市の障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等の確保に努めてきました。

令和 2 年度（2020）には現行計画のうち「第 5 期障がい福祉計画」「第 1 期障がい児福祉計画」は計画期間が終了となることから、国や県の指針を踏まえ、新たな「第 6 期障がい福祉計画」「第 2 期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

2. 計画期間

本市において障がい者計画は、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間の計画期間としており、第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の計画期間とします。



第 3 計画策定体制

1. 富谷市障がい者施策推進協議会

本計画の策定にあたり、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項等を調査・審議するため、障害者基本法第 36 条第 4 項の規定に基づき、学識経験者、障がい福祉サービス事業者及び職能団体、相談事業等関係者、当事者等で構成された「富谷市障がい者施策推進協議会」を設置し、地域の障がい者を支える取り組み、障がい福祉サービスの提供体制の確保、関係機関によるネットワークの構築及び推進等に関する取り組みをより一層推進することを目的として、検討を重ね策定しました。

2. 住民参加

(1) 富谷市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画策定に向けた実態把握調査

①調査の目的

富谷市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画を策定するにあたり、富谷市民の日常生活の状況や、課題・ニーズ等を把握し計画策定の基礎資料とするために本調査を実施しました。

②調査対象者

- ア 市内在住の身体障害者手帳所持者及び市外在住の居住地特例対象施設に入所する身体障害者手帳所持者（65 歳未満の方）
※65 歳以上は高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画実態把握調査にて実施
- イ 市内在住の療育手帳所持者及び市外在住の居住地特例対象施設に入所する療育手帳所持者（全数）
- ウ 市内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者及び市外在住の居住地特例対象施設に入所する精神障害者保健福祉手帳所持者（全数）

③調査対象及び方法

- ア 調査地域：本市全域及び居住地特例施設入所者
- イ 調査対象数
 - ・身体障害者手帳所持者：338 名
 - ・療育手帳所持者：254 名
 - ・精神障害者手帳所持者：231 名
- ウ 抽出方法：悉皆（全数）調査を実施
- エ 調査期間：令和元年 12 月 2 日から令和元年 12 月 27 日
※封書により調査協力の依頼後、令和 2 年 1 月 10 日まで回収
- オ 調査方法：郵送配布、郵送回収
- カ 調査実施：保健福祉部 地域福祉課

第 I 章 計画の概要

④調査の回収状況

(単位：人)

	身体障害者手帳 所持者	療育手帳 所持者	精神障害者保健 福祉手帳所持者	合 計
対象者数	338	254	231	823
回収数 (率)	169 (50.0%)	140 (55.12%)	130 (56.28%)	439 (53.34%)

(2) パブリックコメントの実施

- ①目 的：「第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」へのご意見をいただくとともに、本市における障がい施策の周知・広報のため実施しました。
- ②実施方法：富谷市ホームページに掲載
- ③実施期間：令和 3 年 1 月 12 日から令和 3 年 1 月 31 日

3. 富谷市・黒川地域自立支援協議会

本市と黒川郡内町村で構成する「富谷市・黒川地域自立支援協議会」（平成 19 年 4 月 1 日設立）において、障がい福祉計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、多様な課題への対応のあり方や地域のネットワーク、障がい者福祉の課題を整理し、事業の方策を検討しています。

(単位：回)

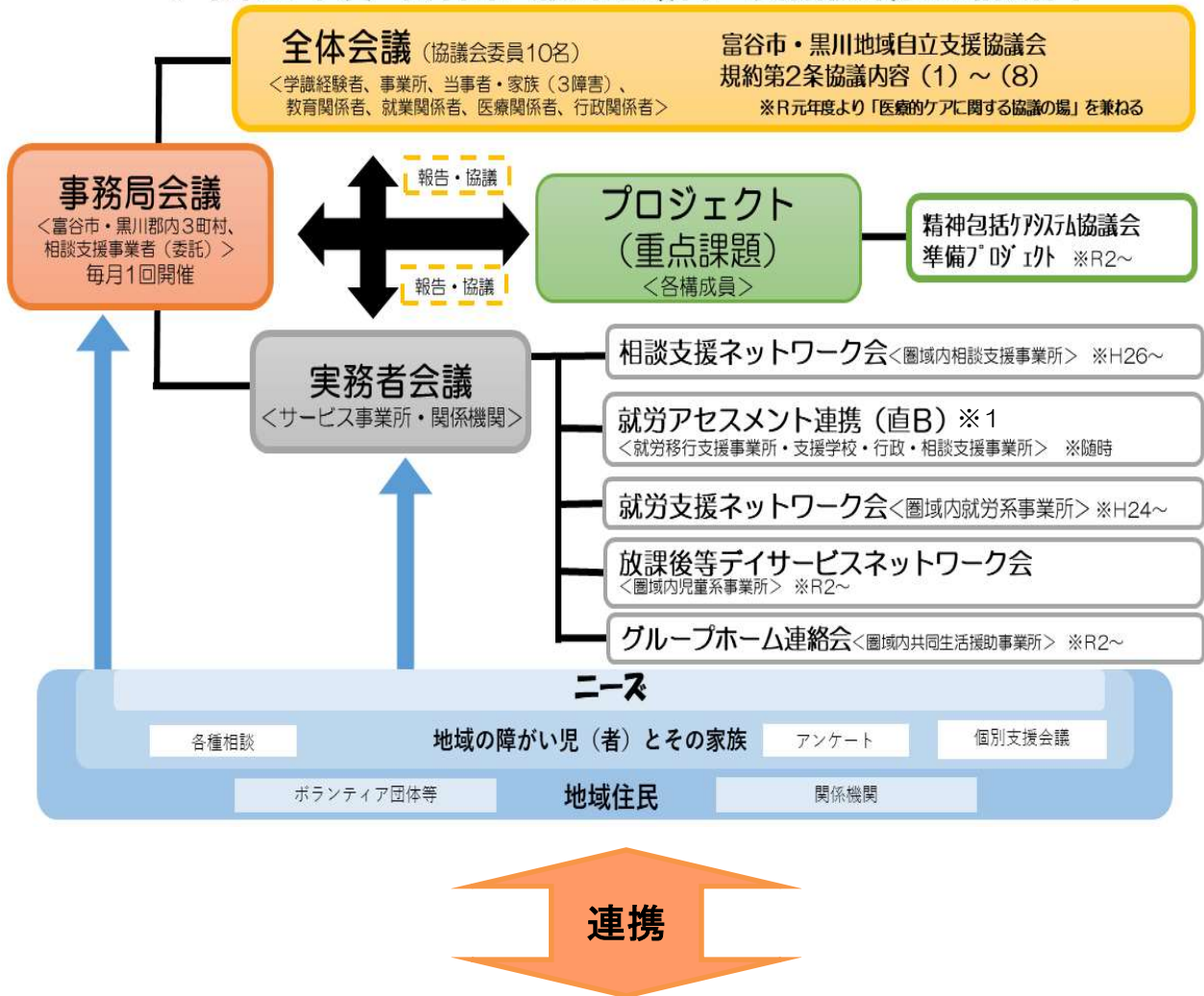
会議内容	H29 年度	H30 年度	R 元年度
全体会議	2	2	2
実務者会議	2	2	2
就労支援ネットワーク会	1	1	8
相談支援ネットワーク会	12	12	11
地域生活拠点等整備プロジェクト会議	10	2	1
事務局会議	12	12	11
医療的ケア部会		1	2

※医療的ケア部会は、相談支援ネットワーク会の定例協議事項とし、課題確認の実施を行っている

※「地域生活支援拠点等整備プロジェクト会議」については、平成 31 年 4 月に「地域生活拠点等の整備事業」を立ち上げるまで審議を重ねてきた会議である

[富谷市・黒川地域自立支援協議会と富谷市障がい者施策推進協議会]

◆令和3年度 富谷市・黒川地域自立支援協議会の構成図



◆富谷市障がい者施策推進協議会の構成図



※1 障がい者に対して適切な就労支援を行うことを目的としたもの。就労面に関する客観的な情報(作業能力、就労意欲、集中力等)を把握するため、面談や作業観察を通して就労移行支援事業所等がアセスメントを行う事業。富谷市・黒川地域では、卒業後の就労支援の一環として、支援学校高等部在学中の障がい児に対して、就労アセスメントを実施している。

第Ⅱ章 障がい者の現状と第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の評価

第1 障がい者の状況

1. 本市の人口構造

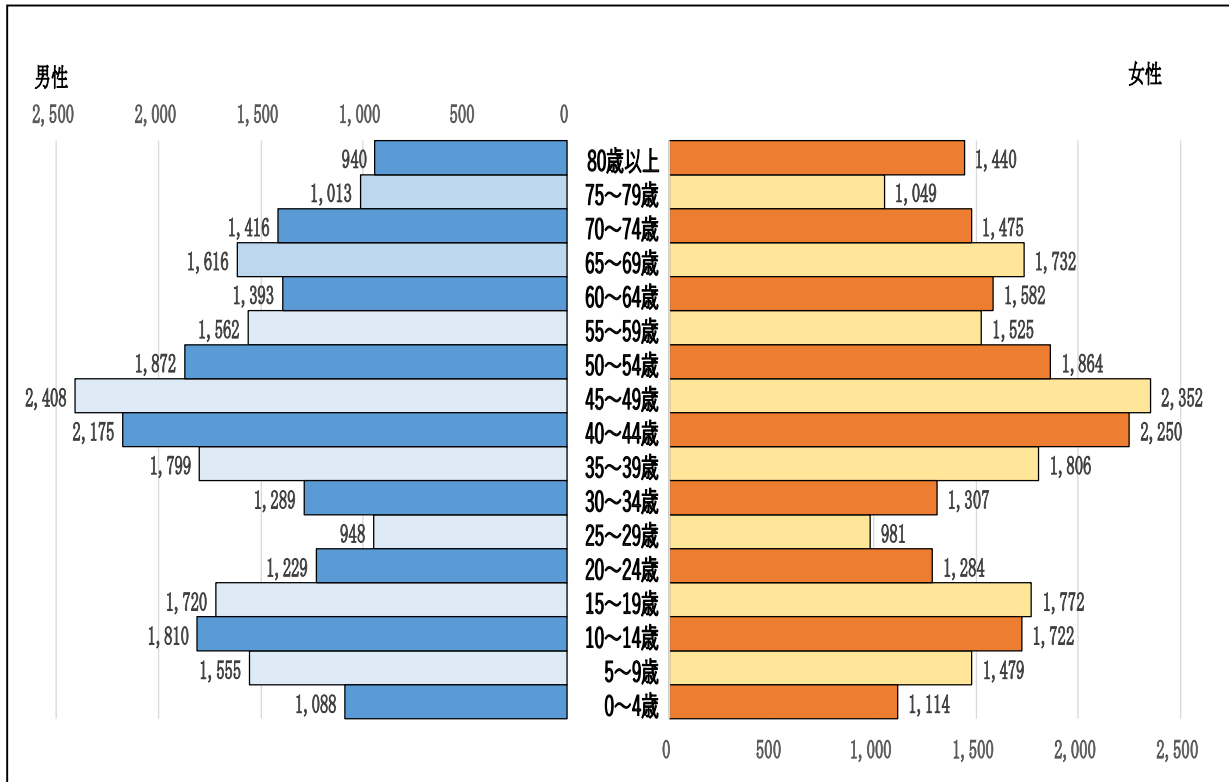
令和2年1月1日時点の総人口は、男性25,833人、女性26,734人、合計52,567人となっています。

年齢別人口構造を人口ピラミッドの形態で見ると、男女ともに45～49歳が最も多く、次いで35～39歳、40～44歳、そのほかに5～19歳、50～54歳、65～69歳人口も男女とも膨らみが見られます。

令和元年中の人口動態を見ると、平成27年度と比較して社会動態、自然動態ともに緩やかな減少傾向です。

【人口ピラミッド（令和2年1月1日現在）】

（単位：人）



資料：住民基本台帳人口（富谷市 住民基本台帳年報より 令和2年1月1日現在）

【人口動態（各年12月31日現在）】

（単位：人）

	社会動態			自然動態			差引増減
	転入数	転出数	社会増減	出生数	死亡数	自然増減	
平成27年	2,283	1,958	325	439	305	134	459
平成28年	2,076	1,970	106	378	251	127	233
平成29年	1,880	1,912	△32	408	264	144	112
平成30年	1,886	2,034	△148	390	313	77	△71
令和元年	1,935	1,969	△34	356	324	32	△2

資料：住民基本台帳人口異動総括表 市民課調べ

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

2. 総人口の推移

本市の総人口の推移は、令和元年度時点で52,404人と、平成30年度の52,521人から117人(0.2%)減少しています。

[人口・世帯数の推移(各年度末現在)]

(単位：人・世帯・%)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
総人口(外国人含む)	52,521	52,404	52,564	53,051	53,538	54,025
0～14歳	8,935	8,663	8,730	8,442	8,154	7,866
年少人口割合	17.0	16.5	16.6	15.9	15.2	14.6
15～64歳	33,187	32,978	33,127	33,538	33,949	34,360
生産年齢人口割合	63.2	62.9	63.0	63.2	63.4	63.6
65歳以上	10,399	10,763	10,707	11,071	11,435	11,799
高齢者人口割合	19.8	20.5	20.3	20.9	21.4	21.8
世帯数	19,252	19,460	19,417	19,740	19,901	20,054
1世帯あたりの人数	2.73	2.69	2.71	2.69	2.69	2.69

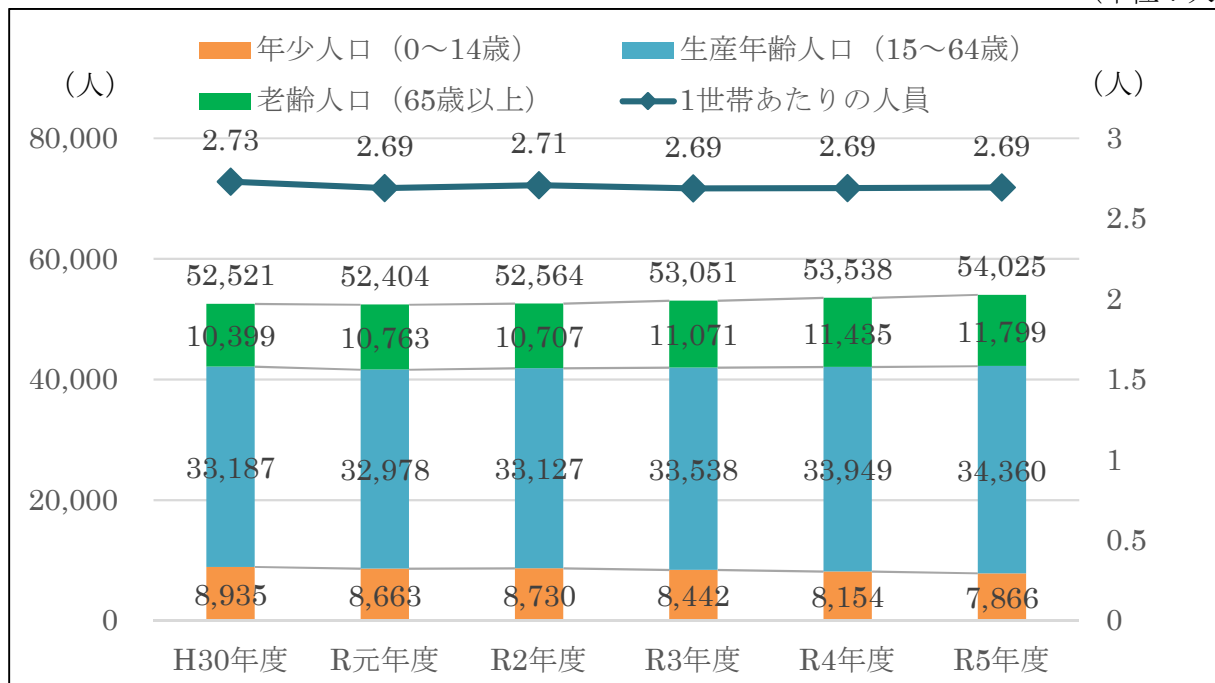
資料：住民基本台帳人口 各年度末現在

※令和2年度以降は見込み及び推計値

※人口推計は、「富谷市総合計画」の推計値を基本に、各年を按分して算出

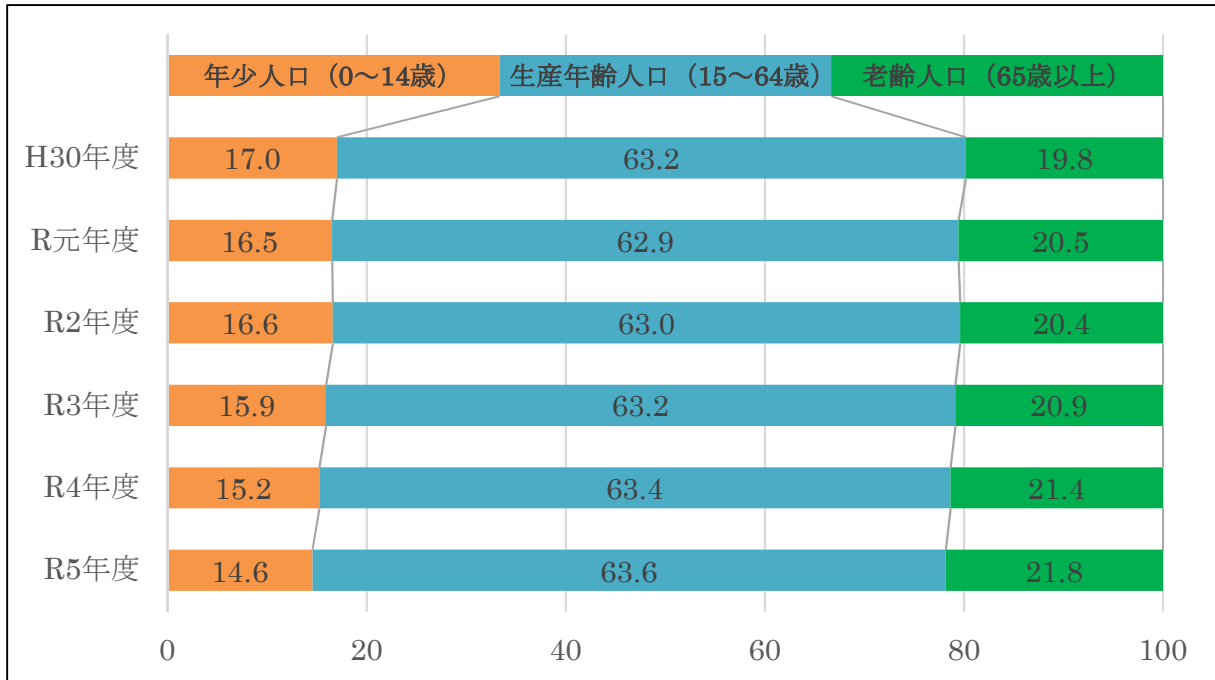
[人口・1世帯あたりの人員の推移(各年度末現在)]

(単位：人)



第Ⅱ章 障がい者の現状と
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価
[人口割合の推移（各年度末現在）]

(単位：%)



第二章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

3. 障がい者の状況と推移

(1) 障害者手帳交付状況

令和元年度末時点の本市の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付人数は1,703人（身体障害者手帳：1,186人、療育手帳：259人、精神障害者保健福祉手帳：258人）となっています。

[障害者手帳交付状況（各年度末現在）]

(単位：人・%)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
身体障害者手帳	1,155	1,186	1,183	1,197	1,211	1,224
療育手帳	252	259	275	287	299	309
精神障害者保健福祉手帳	222	258	271	296	319	342
合計	1,629	1,703	1,729	1,780	1,829	1,875
総人口	52,521	52,404	52,564	53,051	53,538	54,025
総人口比	3.10	3.25	3.29	3.36	3.41	3.47

《総人口》資料：住民基本台帳人口 《障がい者数》資料：行政実績報告書

※令和2年度以降は見込み及び推計値

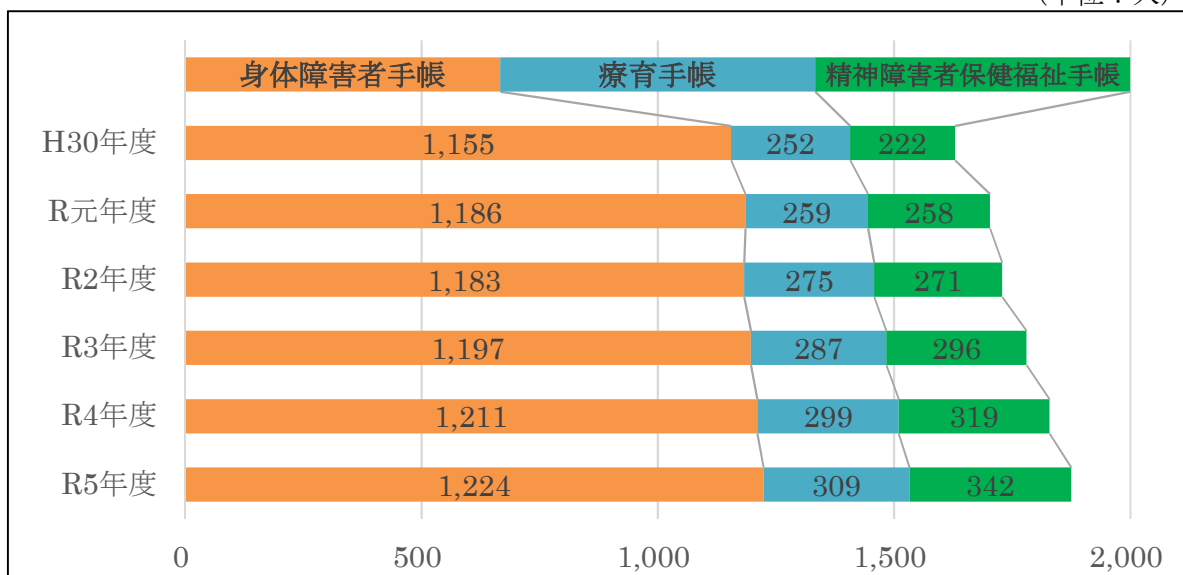
《参考値》：国・宮城県における障害者手帳交付状況（総人口比）

国 7.59%：人口千人あたりの人数で見ると、身体障がい者34人、知的障がい者9人、精神障がい者33人となる。複数の障がいを併せ持つ人もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ7.6%が何らかの障がいを有している。（令和元年版 障害者白書より）

宮城県 5.91%：障害者手帳交付人数：宮城県ホームページ（令和2年3月末現在）
総人口：宮城県ホームページ 住民基本台帳年報（令和2年1月1日現在）

[障害者手帳交付状況（各年度末現在）]

(単位：人)



(2) 身体障害者手帳交付状況

[身体障害者手帳等級別交付状況 (各年度末現在)]

(単位：人)

等級	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1級	407	425	424	430	435	442
2級	166	168	164	162	164	163
3級	152	155	150	149	150	149
4級	269	270	274	282	287	290
5級	106	108	113	114	115	118
6級	55	60	58	60	60	62
合計	1,155	1,186	1,183	1,197	1,211	1,224

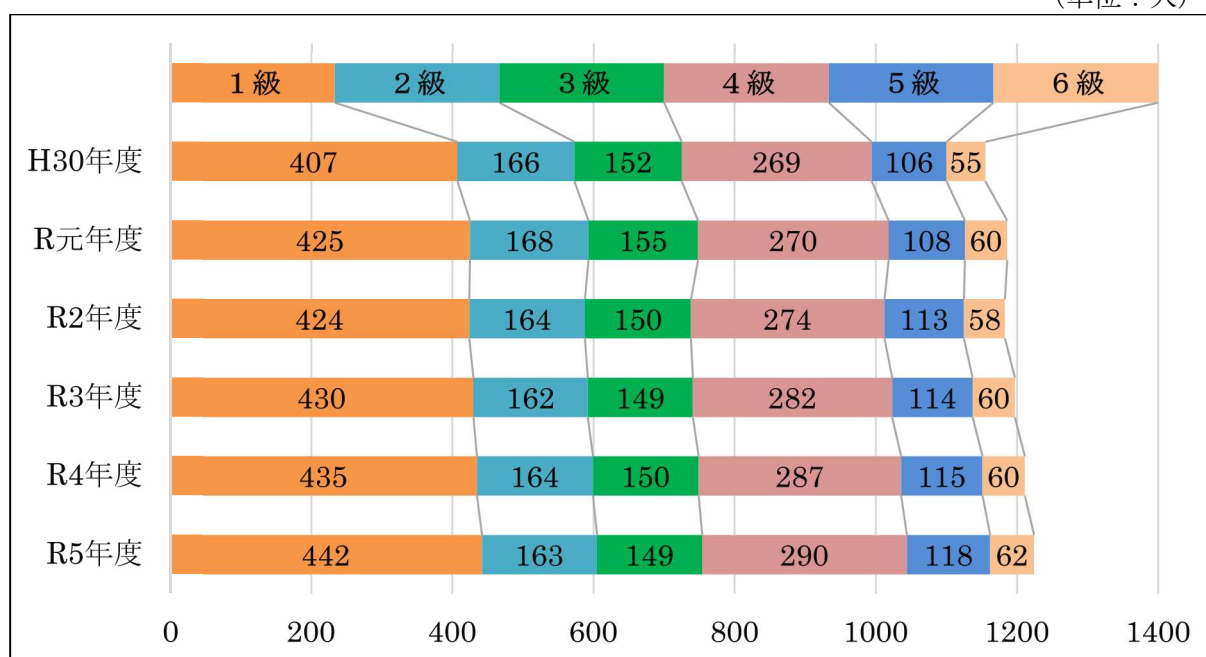
資料：福祉行政報告例 各年度末現在

※令和2年度以降は見込み及び推計値

※手帳の等級の数字が小さいほど重度となります。

[身体障害者手帳等級別交付状況 (各年度末現在)]

(単位：人)



第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

(3) 療育手帳交付状況

[療育手帳等級別交付状況（各年度末現在）]

(単位：人)

等級	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
A	80	83	84	87	90	92
B	172	176	191	200	209	217
合計	252	259	275	287	299	309

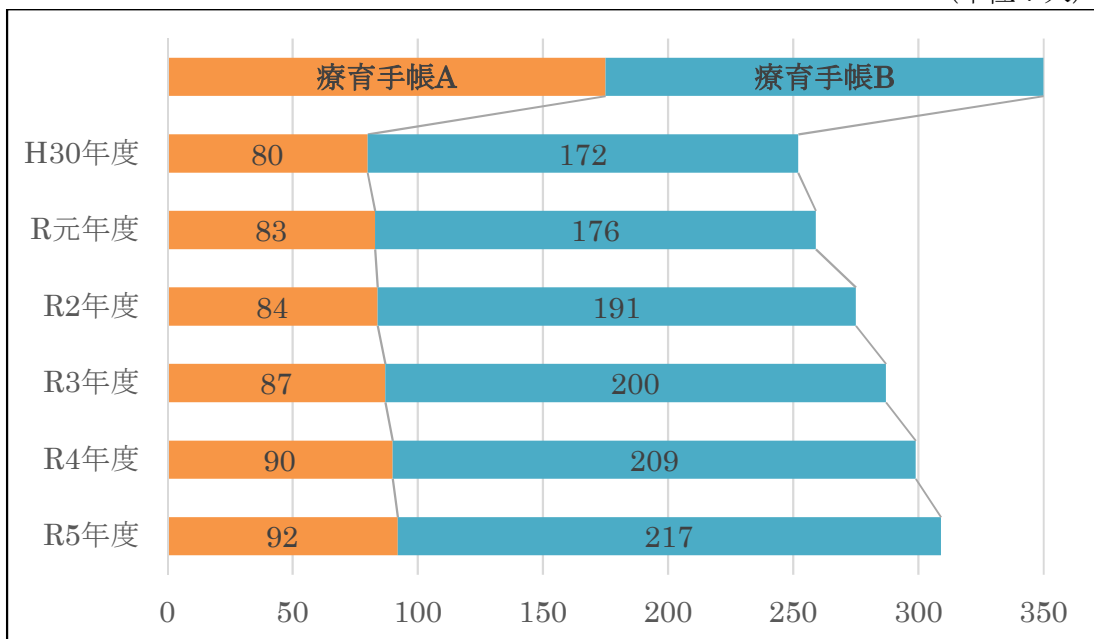
資料：行政実績報告書 各年度末現在

※令和2年度以降は見込み及び推計値

※療育手帳の等級は最重度・重度はA、中度・軽度はBと表します。

[療育手帳等級別交付状況（各年度末現在）]

(単位：人)



第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

(4) 精神障害者保健福祉手帳交付等の状況

[精神障害者保健福祉手帳等級別交付状況（各年度末現在）]

(単位：人)

等級	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1級	29	28	28	27	26	25
2級	111	127	136	145	152	162
3級	82	103	107	124	141	155
合計	222	258	271	296	319	342

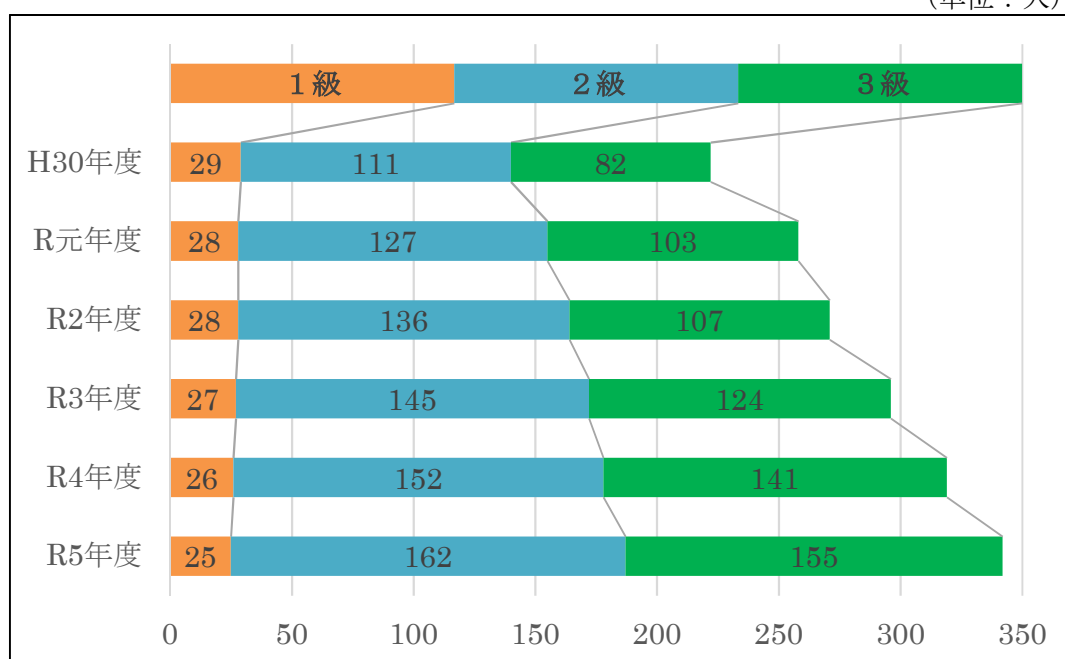
資料：行政実績報告書

※令和2年度以降は見込み及び推計値

※手帳の等級の数字が小さいほど重度となります。

[精神障害者保健福祉手帳等級別交付状況（各年度末現在）]

(単位：人)



[精神通院医療の受給者の状況（各年度末現在）]

(単位：人)

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
精神通院 医療受給者	500	534	550	576	597	612

資料：行政実績報告書

※令和2年度以降は見込み及び推計値

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

(5) 自立支援給付支給者の状況

令和元年度末時点の自立支援給付支給者の状況は、217人と平成30年度と同数となっています。種別では、ほぼ横ばいで推移しており、知的が94人と全体の43.3%を占めています。

[自立支援給付支給者数（各年度末現在）]

(単位：人)

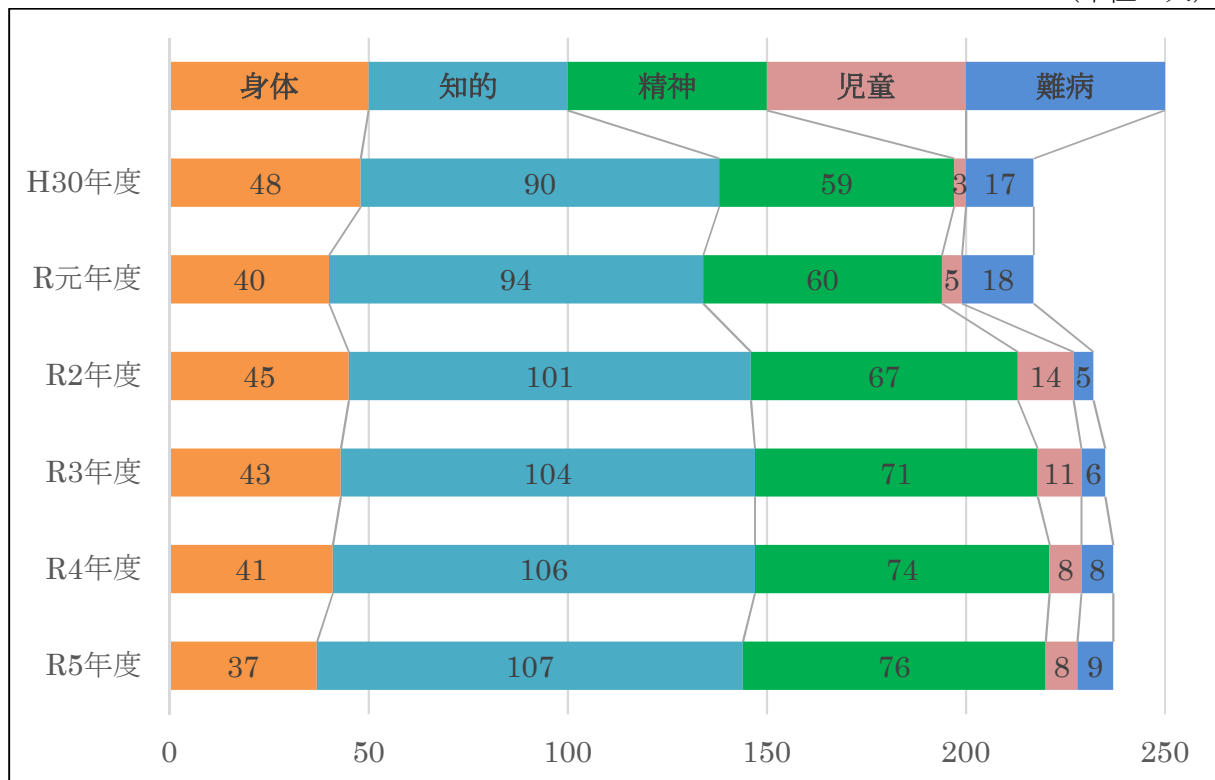
種別	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
身体	48	40	45	43	41	37
知的	90	94	101	104	106	107
精神	59	60	67	71	74	76
児童	3	5	14	11	8	8
難病等	17	18	5	6	8	9
総数	217	217	232	235	237	237

資料：行政実績報告書

※令和2年度以降は見込み及び推計値

[自立支援給付支給者数（各年度末現在）]

(単位：人)



(6) 自立支援医療受給者の状況

令和元年度末時点の自立支援医療受給者の状況は、600人と平成30年度より29人増加となっています。

種別では、令和元年度は平成30年度より更生医療は3人減、精神通院医療は34人増となっています。育成医療においては、平成30年度より2人減少しており、子ども医療費助成の拡大により育成医療の申請や支給決定が減少したものと想定されます。

[自立支援医療受給者数（各年度末現在）]

(単位：人)

種別	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
更生医療	69	66	69	67	63	66
育成医療	2	0	1	1	1	1
精神通院医療※1	500	534	550	576	597	612
自立支援医療合計	571	600	620	644	661	679

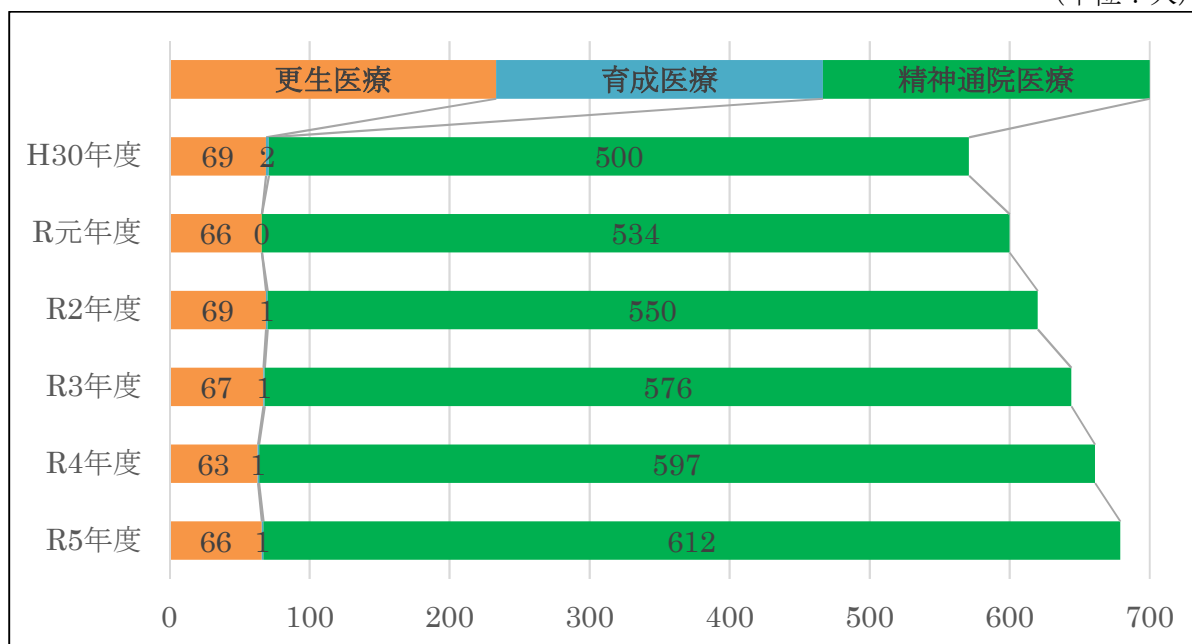
資料：行政実績報告書

※令和2年度以降は見込み及び推計値

※1：事業実施は都道府県となります。

[自立支援医療受給者数（各年度末現在）]

(単位：人)



第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

(7) 特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病受給認定について

令和元年度末時点の特定医療費(指定難病)の認定受給者数は355人、小児慢性特定疾病の認定受給者数は61人と、平成30年度より特定医療費(指定難病)の受給者数は19人の増加、小児慢性特定疾病の受給者数は5人の減少となっています。

[特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病受給認定者（各年度末現在）]

(単位：人、疾病)

種別等		H29年度	H30年度	R元年度
特定医療費(指定難病) (333疾病数)	医療受給者数	344	336	355
	該当疾病数	54	57	59
小児慢性特定疾病 (762疾病数)	医療受給者数	64	66	61
	該当疾病数	11	12	11

資料：塩釜保健所黒川支所調べ

※事業実施は都道府県となります。令和元年7月～特定医療費(指定難病)は333疾病、小児慢性特定疾病は762疾病に拡大されました。

(8) 就学教育相談状況

①市内小学校の状況

令和2年3月1日時点の市内小学校の障がい児の在籍状況は、全児童数3,908人に対して65人が支援学級に在籍しており、全体の1.66%が支援対象児童となっています。なお、障がい種別としては知的障がい全体の約4割、情緒障がいが約5割を占めています。

[特別支援学級児童在籍者数(令和2年3月1日現在)]

(単位:人)

種別	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
知的	4	7	1	2	4	7	25
情緒	2	7	4	5	5	10	33
病弱	0	0	2	0	0	0	2
肢体不自由	0	0	1	1	1	0	3
難聴	0	0	0	2	0	0	2
計	6	14	8	10	10	17	65
全児童数	577	633	625	726	654	693	3,908
割合	1.04%	2.21%	1.28%	1.38%	1.53%	2.45%	1.66%

資料:学校教育課(教育委員会)調べ

※他計画との関連

富谷市教育振興基本計画 施策1-4「子どもに寄り添う特別支援教育の充実」

障がい児に寄り添うための多様な連携の推進

【重点事業】就学相談や教育相談を専門に行う組織の設置

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

②市内中学校の状況

令和2年3月1日時点の市内中学校の障がい児の在籍状況は、全生徒数2,068人に対して28人が支援学級に在籍しており、全体の1.35%が支援対象生徒となっています。なお、障がい種別としては知的障がいが約7割、情緒障がいが約3割となっています。

[特別支援学級生徒在籍者数（令和2年3月1日現在）]

(単位：人)

種別	1年生	2年生	3年生	計
知的	9	5	5	19
情緒	3	1	4	8
視覚	1	0	0	1
計	13	6	9	28
全生徒数	701	660	707	2,068
割合	1.85%	0.91%	1.27%	1.35%

資料：学校教育課（教育委員会）調べ

※他計画との関連

富谷市教育振興基本計画 施策1-4「子どもに寄り添う特別支援教育の充実」
障がい児に寄り添うための多様な連携の推進

【重点事業】就学相談や教育相談を専門に行う組織の設置

(9) 母子保健の状況

① 自閉症勉強会

自閉症勉強会の参加状況は、平成30年度の参加延数は平成29年度と比較して33人減少し45人となりましたが、令和元年度は51人と平成30年度より6人増加となっています。

[自閉症勉強会の参加者数（各年度末現在）]

(単位：回・人)

項目	H29年度	H30年度	R元年度
開催回数	8	7	8
延参加者数	78	45	51

資料：子育て支援課調べ（行政実績報告書より引用）

② 発達相談

平成29年度より正職員の臨床心理士が配置となり、従来の発達相談事業に加え、随時相談を開始したことにより、相談者数は増加傾向となっています。

相談主訴としては、発達特性の整理が最も多かったため、発達検査を通して整理を行い必要な対応を行っています。正職員の臨床心理士が配置されたことにより、タイムリーに相談が受けられる体制が整備されました。

[発達相談者数（各年度末現在）]

(単位：回・人)

項目	H29年度	H30年度	R元年度
開催数	73	70	70
相談者数（実人数）	38	51	59
相談者数（延人数）	73	70	72

資料：子育て支援課調べ（行政実績報告と事業報告より引用）

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

③親と子の教室（発達経過観察教室）

親と子の教室の参加状況は、令和元年度の開催数は12回で、対象者組は22組と平成29年度より5組減少しました。参加延数は156人と平成29年度より117人減少となっています。年度ごとに参加者数の変化はありますが、対象者組数は横ばいの傾向です。

[親と子の教室の参加者数（各年度末現在）]

（単位：回・組・人）

項目	H29年度	H30年度	R元年度
開催数	19	18	12
対象者組（幼児・親）	27	17	22
延参加者数	273	210	156

資料：子育て支援課調べ（行政実績報告書より引用）

※R元年度は新型コロナウイルスの影響で2～3月の教室が中止となっています。

(10) 障がい者雇用状況について

仙台公共職業安定所大和出張所（以下「ハローワーク大和」という。）管内（富谷市・大和町・大衡村）における障がい者の雇用状況は、令和元年度の法定対象企業数（50人以上の民間企業）47社に対し、法定雇用率（一般の民間企業2.2%）を達成している雇用率達成企業は23社（達成率48.9%）となっており、平成30年度より3社増加しています。

（参考値：法定雇用率達成企業の割合）

国 48.0%：厚生労働省ホームページ（令和元年6月1日現在）

宮城県 50.4%：宮城県労働局ホームページ（令和元年6月1日現在）

[障がい者の雇用状況（各年6月1日現在）]

（単位：社・人）

年度	H29年度	H30年度	R元年度
対象企業数	42	46	47
障がい者雇用数	317	262	249
雇用率達成企業数	22	20	23

資料：ハローワーク大和（障がい者雇用状況報告より）

第2 実態把握調査の結果

1. 生活状況について

(1) 生きがいや楽しみのある生活のためにやっていること（該当するもの3つまで回答）

生きがいや楽しみのある生活のためにやっていることについては、前回調査同様に、三障がいともに「外出（買い物・映画など）」が最も多くなっています。また、知的障がい者では「通所事業所などに行くこと」、精神障がい者では「特にない」が16.2%となっており、他の障がいと比べて多くなっています。

No.	項目	身体障がい者 (n=169)		知的障がい者 (n=140)		精神障がい者 (n=130)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	働くこと	61	36.1	34	24.3	30	23.1
2	通所事業所などに行くこと	9	5.3	60	42.9	20	15.4
3	趣味・習い事	66	39.1	40	28.6	49	37.7
4	運動	35	20.7	21	15.0	27	20.8
5	旅行・ドライブ	60	35.5	40	28.6	18	13.8
6	美容・おしゃれに関すること	19	11.2	11	7.9	13	10.0
7	外出(買い物・映画など)	74	43.8	81	57.9	60	46.2
8	友人・仲間と過ごすこと	49	29.0	33	23.6	26	20.0
9	町内会、育成会などの地域活動	5	3.0	6	4.3	3	2.3
10	ボランティア活動に参加すること	6	3.6	0	0.0	5	3.8
11	地域活動支援センター(休日余暇支援)活動に参加すること	4	2.4	12	8.6	5	3.8
12	特にない	10	5.9	7	5.0	21	16.2
13	その他	6	3.6	8	5.7	11	8.5
	不明・無回答	8	4.7	4	2.9	3	2.3

0% 30% 60% 0% 30% 60% 0% 30% 60%

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

(2) 将来希望する生活の場所 (該当するもの1つに回答)

将来希望する生活の場については、前回調査同様に、三障がいとも「自宅(持家)」が最も多くなっていますが、知的障がい者は「自宅」が33.6%、「グループホーム」が30.0%と2極化しています。また、精神障がい者の14.6%は「公営住宅・民間賃貸住宅・アパート」を希望しています。

No.	項目	身体障がい者 (n=169)		知的障がい者 (n=140)		精神障がい者 (n=130)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	自宅(持家)	118	69.8	47	33.6	78	60.0
2	公営住宅・民間賃貸住宅・アパート	15	8.9	7	5.0	19	14.6
3	グループホーム	4	2.4	42	30.0	11	8.5
4	今は一緒に住んでいない家族や親戚の家	4	2.4	0	0.0	2	1.5
5	入所施設	18	10.7	18	12.9	8	6.2
6	その他	1	0.6	7	5.0	4	3.1
	不明・無回答	9	5.3	19	13.6	8	6.2

0% 40% 80% 0% 40% 80% 0% 40% 80%

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

(3) 将来希望する生活の場所で必要な支援（該当するものすべてに回答）

将来の生活の場で暮らすために必要なことについては、身体障がい者では「家族の支援」、知的障がい者と精神障がい者では、前回調査時と比較すると「家族の支援」より「経済的支援」が最も多くなっています。

No.	項目	身体障がい者 (n=169)		知的障がい者 (n=140)		精神障がい者 (n=130)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	家族の支援	88	52.1	70	50.0	60	46.2
2	一般就労(障害者雇用も含む)の場	44	26.0	42	30.0	52	40.0
3	福祉的就労(就労支援事業所など)の場	19	11.2	54	38.6	30	23.1
4	日中活動(生活介護事業所、地域活動支援センターなど)の場	14	8.3	43	30.7	16	12.3
5	経済的支援	78	46.2	78	55.7	76	58.5
6	ホームヘルパーなど、家族以外の介護者	29	17.2	53	37.9	24	18.5
7	賃貸住宅に入居する場合に手続きなどを支援してくれる人	9	5.3	12	8.6	14	10.8
8	同じ障がいを持つ仲間	14	8.3	35	25.0	21	16.2
9	医療機関の支援	59	34.9	49	35.0	59	45.4
10	特になし	14	8.3	1	0.7	3	2.3
11	わからない	8	4.7	4	2.9	6	4.6
12	その他	4	2.4	10	7.1	8	6.2
	不明・無回答	7	4.1	10	7.1	3	2.3

0% 30% 60% 0% 30% 60% 0% 30% 60%

2. 仕事について

(1) 現在の就労形態（該当するもの1つに回答）

就労の形態については、身体障がい者の就労形態は、正社員が46.2%、パートやアルバイトなどが38.5%となっています。前回調査と比較すると正社員よりアルバイトの割合が高くなっています。

知的障がい者の就労形態は、正社員が6.0%、パートやアルバイトなどが26.0%、就労継続支援事業所（A型・B型）が56.0%となっています。前回調査と比較すると正社員より就労継続支援事業所の割合が高くなっています。

精神障がい者の就労形態は、正社員が22.5%、パートやアルバイトが50.0%、就労移行支援事業所（B型）が15.0%であり、前回調査と比較するとパートやアルバイトの割合が高くなっています。

No.	項目	身体障がい者 (n=78)		知的障がい者 (n=50)		精神障がい者 (n=40)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	会社などで正社員として働いている	36	46.2	3	6.0	9	22.5
2	会社などでパート、アルバイト、臨時雇用や契約社員として働いている	30	38.5	13	26.0	20	50.0
3	自営業を営んでいる(自営の手伝いも含む)	6	7.7	0	0.0	1	2.5
4	就労継続支援事業所(A型)で働いている	1	1.3	5	10.0	3	7.5
5	就労継続支援事業所(B型)で働いている	2	2.6	28	56.0	6	15.0
6	その他	2	2.6	1	2.0	0	0.0
	不明・無回答	1	1.3	0	0.0	1	2.5

0% 30% 60% 0% 30% 60% 0% 30% 60%

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

(2) 仕事の悩みや困っていること（該当するもの3つまで回答）

仕事上の悩みや困り事については、「特にない」を除くと三障がいともに「収入が少ない」が三障がいとも3割から5割を占めています。また、知的障がい者では「職場までの通勤が大変」が他の障がいに比べて多く、精神障がい者では「病気・障がいへの理解が得にくく、人間関係が難しい」、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」、「病気・障がいがない人と比べて、仕事の内容や昇進などに差がある」が他の障がいに比べて多くなっています。

No.	項目	身体障がい者 (n=78)		知的障がい者 (n=50)		精神障がい者 (n=40)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	収入が少ない	28	35.9	25	50.0	19	47.5
2	職場までの通勤がたいへん	11	14.1	12	24.0	5	12.5
3	病気・障がいへの理解が得にくく、人間関係が難しい	13	16.7	3	6.0	11	27.5
4	職場でのコミュニケーションがうまくとれない	3	3.8	6	12.0	8	20.0
5	仕事の内容が難しく、覚えるのがたいへん	8	10.3	1	2.0	4	10.0
6	通院や病気・障がいを理由に休みを取ることが難しい	10	12.8	0	0.0	5	12.5
7	病気・障がいがない人と比べて、仕事の内容や昇進などに差がある	6	7.7	0	0.0	7	17.5
8	特にない	33	42.3	18	36.0	5	12.5
9	その他	0	0.0	7	14.0	5	12.5
	不明・無回答	4	5.1	2	4.0	1	2.5

0% 30% 60% 0% 30% 60% 0% 30% 60%

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

(3) 仕事を選ぶために特に大切だと思うこと（該当するもの3つまで回答）

仕事を選ぶために特に大切だと思うことについては、身体障がい者は、「生活できる十分な賃金」が56.8%、続いて「体調にあった勤務体制」が50.3%となっています。

知的障がい者では「能力にあった仕事」が63.6%と最も多くなっています。また、「ジョブコーチなどによる支援」「交通手段の確保」がほかの障がい者に比べて多くなっています。前回調査と比較すると「ジョブコーチなどによる支援」が15.4%増加しています。

精神障がい者では「生活できる十分な賃金」が66.2%と最も多くなっており、続いて「体調にあった勤務体制」が53.8%となっています。

No.	項目	身体障がい者 (n=169)		知的障がい者 (n=140)		精神障がい者 (n=130)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	生活できる十分な賃金	96	56.8	64	45.7	86	66.2
2	体調にあった勤務体制	85	50.3	33	23.6	70	53.8
3	ジョブコーチなどによる支援	21	12.4	62	44.3	25	19.2
4	能力にあった仕事	45	26.6	89	63.6	54	41.5
5	職業訓練(職業リハビリテーション)	8	4.7	19	13.6	13	10.0
6	日常生活の援助	11	6.5	23	16.4	10	7.7
7	交通手段の確保	46	27.2	57	40.7	38	29.2
8	パソコンなどの技術習得	17	10.1	6	4.3	5	3.8
9	点字による情報支援	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10	手話通訳や要約筆記サービス	5	3.0	2	1.4	0	0.0
11	拡大読書器やキーボード補助具など	3	1.8	1	0.7	0	0.0
12	職場のバリアフリー設備	22	13.0	5	3.6	2	1.5
13	福利厚生 の 充実	17	10.1	12	8.6	17	13.1
14	やりがいのある仕事	44	26.0	20	14.3	27	20.8
15	フレックスタイムの導入	15	8.9	3	2.1	12	9.2
16	わからない	9	5.3	7	5.0	13	10.0
17	その他	5	3.0	5	3.6	7	5.4
	不明・無回答	8	4.7	8	5.7	2	1.5

0% 50% 100% 0% 50% 100% 0% 50% 100%

3. 外出について

(1) 外出時の交通手段（該当するもの3つまで回答）

外出する際に利用する主な交通手段は、身体障がい者では「自家用車（自分で運転する）」が52.8%、「家族による送迎」が25.5%となっています。

知的障がい者では「家族による送迎」が56.2%、続いて「施設送迎」が32.3%となっています。前回調査と比較すると「家族による送迎」が32.1%増加、「施設送迎」も15.4%増加しています。

精神障がい者では「路線バス」が40.7%と最も多く、続いて「家族による送迎」が38.1%となっています。前回調査と比較すると「自家用車（自分で運転する）」と回答した割合が11.8%減少しています。

No.	項目	身体障がい者 (n=161)		知的障がい者 (n=130)		精神障がい者 (n=118)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	自家用車(自分で運転する)	85	52.8	16	12.3	34	28.8
2	タクシー	18	11.2	8	6.2	8	6.8
3	路線バス	36	22.4	30	23.1	48	40.7
4	富谷市民バス	9	5.6	19	14.6	20	16.9
5	家族による送迎	41	25.5	73	56.2	45	38.1
6	隣近所の友人・知人による送迎	5	3.1	1	0.8	1	0.8
7	介護タクシー	4	2.5	0	0.0	0	0.0
8	施設送迎	14	8.7	42	32.3	7	5.9
9	その他	13	8.1	16	12.3	22	18.6
	不明・無回答	19	11.8	12	9.2	10	8.5

0% 30% 60% 0% 30% 60% 0% 30% 60%

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

(2) 外出時の不安 (該当するもの3つまで回答)

外出する際に不安なことについては、身体障がい者、知的障がい者では「特にない」が、精神障がい者では「経費がかかる」が最も多くなっています。一方で身体障がい者では、「道路に階段が多い」、「駅や建物などに段差が多い」が、知的障がい者では「会話が困難」が、精神障がい者では「人目が気になる」、「経費がかかる」が他の障がい者に比べて多くなっています。前回調査と比較すると同じような割合となっています。

No.	項目	身体障がい者 (n=161)		知的障がい者 (n=130)		精神障がい者 (n=118)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	介護者がいない	8	5.0	10	7.7	7	5.9
2	人目が気になる	9	5.6	7	5.4	35	29.7
3	会話が困難	8	5.0	33	25.4	8	6.8
4	交通機関がない	16	9.9	14	10.8	20	16.9
5	経費がかかる	30	18.6	15	11.5	44	37.3
6	車などが多く危険を感じる	11	6.8	19	14.6	17	14.4
7	道路に階段が多い	20	12.4	8	6.2	1	0.8
8	駅や建物などに段差が多い	26	16.1	8	6.2	3	2.5
9	障がい者用トイレが整っていない	16	9.9	8	6.2	1	0.8
10	案内板がない	1	0.6	0	0.0	1	0.8
11	音の出る信号機がない	1	0.6	3	2.3	0	0.0
12	障がい者用駐車場がない	17	10.6	2	1.5	1	0.8
13	特にない	56	34.8	39	30.0	30	25.4
14	その他	7	4.3	16	12.3	15	12.7
	不明・無回答	26	16.1	16	12.3	11	9.3

0% 20% 40% 0% 20% 40% 0% 20% 40%

4. 障がい者交通対策について

(1) とみばすの申請・利用状況（該当するもの1つに回答）

とみばすの利用申請状況については、身体障がい者では「申請するつもりはない」が33.7%、知的障がい者では「申請対象外である」が25.7%、精神障がい者では「申請し、利用している」が30.0%と最も多くなっています。

前回調査と比較すると、精神障がい者で「とみばすを申請し利用している」割合が、19.9%増加しています。

No.	項目	身体障がい者 (n=169)		知的障がい者 (n=140)		精神障がい者 (n=130)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	申請し、利用している	33	19.5	26	18.6	39	30.0
2	申請したが、まだ利用していない	7	4.1	2	1.4	7	5.4
3	申請をする予定である	10	5.9	3	2.1	9	6.9
4	申請するつもりはない	57	33.7	33	23.6	37	28.5
5	申請対象外である	7	4.1	36	25.7	4	3.1
6	制度を知らなかった	36	21.3	26	18.6	26	20.0
	不明・無回答	19	11.2	14	10.0	8	6.2

(2) とみばすを申請しない理由（該当するもの1つに回答）

とみばすを申請しない一番の理由については、三障がいともに「バスや地下鉄等を利用しないから」が最も多くなっています。前回調査でも同様の割合でした。

No.	項目	身体障がい者 (n=57)		知的障がい者 (n=33)		精神障がい者 (n=37)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	バスや地下鉄等を利用しないから	31	54.4	13	39.4	14	37.8
2	バスや地下鉄等を利用できないから	11	19.3	7	21.2	2	5.4
3	申請が面倒だから	3	5.3	1	3.0	5	13.5
4	その他	9	15.8	10	30.3	15	40.5
	不明・無回答	3	5.3	2	6.1	1	2.7

5. 権利擁護について

(1) 「地域福祉権利擁護事業」「成年後見制度」の認知度と利用状況・意向（該当するものそれぞれ1つに回答）

①地域福祉権利擁護事業

「地域福祉権利擁護事業」の認知度については、三障がいともに「知らない」が5割前半から約7割で「知っている」、「聞いたことがあるが、詳しくは知らない」を大きく上回っています。

No.	項目	身体障がい者 (n=169)		知的障がい者 (n=140)		精神障がい者 (n=130)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
認知度	1 知っている	20	11.8	29	20.7	8	6.2
	2 聞いたことはあるが、詳しくは知らない	21	12.4	25	17.9	21	16.2
	3 知らない	101	59.8	73	52.1	90	69.2
	不明・無回答	27	16.0	13	9.3	11	8.5
		0% 40% 80%		0% 40% 80%		0% 40% 80%	
利用状況・意向	1 利用している	0	0.0	2	1.4	0	0.0
	2 すぐにも利用したい	2	1.2	3	2.1	4	3.1
	3 今は必要ないが、将来利用してみたい	26	15.4	47	33.6	26	20.0
	4 利用したくない	16	9.5	2	1.4	6	4.6
	5 わからない	83	49.1	58	41.4	71	54.6
	不明・無回答	42	24.9	28	20.0	23	17.7
		0% 30% 60%		0% 30% 60%		0% 30% 60%	

②成年後見制度

「成年後見制度」の認知度については、身体障がい者と知的障がい者では「知っている」、「聞いたことがあるが、詳しくは知らない」、「知らない」がそれぞれ2割台半ばから3割台前半と回答が分散しているのに対し、精神障がい者では「知らない」が54.6%となっています。

No.	項目	身体障がい者 (n=169)		知的障がい者 (n=140)		精神障がい者 (n=130)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
認知度	1 知っている	44	26.0	45	32.1	23	17.7
	2 聞いたことはあるが、詳しくは知らない	41	24.3	41	29.3	25	19.2
	3 知らない	54	32.0	42	30.0	71	54.6
	不明・無回答	30	17.8	12	8.6	11	8.5
		0% 40% 80%		0% 40% 80%		0% 40% 80%	
利用状況・意向	1 利用している	2	1.2	3	2.1	1	0.8
	2 すぐにも利用したい	2	1.2	3	2.1	2	1.5
	3 今は必要ないが、将来利用してみたい	28	16.6	51	36.4	25	19.2
	4 利用したくない	15	8.9	1	0.7	9	6.9
	5 わからない	79	46.7	56	40.0	67	51.5
	不明・無回答	43	25.4	26	18.6	26	20.0
		0% 30% 60%		0% 30% 60%		0% 30% 60%	

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

第3 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

1. 自立支援給付事業の推移

[サービス種類別、自立支援給付（介護給付費・訓練等給付費）の推移
（各年度3月サービス利用分）]

（単位：時間・日・人）

事業名	第5期計画 見込量			第5期計画 実績			
	H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度 ※	
訪問系サービス							
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括 支援	延時間	1,824	2,047	2,398	878	1,004	965
	実人数	39	41	43	43	35	36
日中活動系サービス							
生活介護	延日数	1,000	1,020	1,040	910	939	894
	実人数	50	52	54	52	50	49
自立訓練 （機能訓練）	延日数	5	6	6	0	0	0
	実人数	1	1	1	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	延日数	135	145	151	63	106	114
	実人数	11	12	13	5	7	7
就労移行支援	延日数	192	207	224	263	198	179
	実人数	18	21	24	17	11	15
就労継続支援 （A型）	延日数	212	220	230	147	207	246
	実人数	12	16	20	7	10	13
就労継続支援 （B型）	延日数	1,172	1,302	1,442	1,053	1,150	1,114
	実人数	53	56	61	58	59	64
就労定着支援	実人数	1	1	1	2	1	1
療養介護	実人数	5	6	6	4	5	4
短期入所	延日数	290	321	356	152	184	191
	実人数	35	37	41	32	29	30
居住系サービス							
自立生活援助	実人数	2	2	2	0	0	0
共同生活援助	実人数	22	23	24	23	24	27
施設入所支援	実人数	19	19	20	19	18	17
相談支援系サービス							
計画相談支援	実人数	25	28	33	20	48	32
地域移行支援	実人数	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	実人数	1	1	1	0	2	2

資料：第5期市町村障害福祉計画進捗状況等調査

※令和2年度は、8月サービス提供分

(1) 訪問系サービス

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

現状と課題

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)は、平成30年度より利用実人数の減はありますが、利用延時間数は増加しています。

課題としては、同行援護事業所については、提供事業所が少ないことです。要因としては、同行援護従業者養成研修が必須であり、受講料も高額であることがあげられます。

(2) 日中活動系サービス

(生活介護・短期入所(福祉型・医療型)・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・就労定着支援・療養介護)

現状と課題

日中活動系サービスは、ほとんどのサービスで実績値が増加傾向です。実績としては、特に自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型・B型、短期入所(福祉型)の増加幅が大きく、自立訓練(生活訓練)では宿泊型自立訓練の利用者が増加したことが要因です。また、就労系サービスについても利用者が増加しています。また、平成30年度より新設された就労定着支援については、市内に事業所がないこともあり、伸び悩んでいる状況です。

障がいのある方の地域移行や就労移行を促進するため、各々の状態に応じたサービスが選択できるとともに、切れ目のないサービス提供体制の構築が必要となっています。

(3) 居住系サービス

(自立生活援助・共同生活援助(グループホーム)・施設入所支援)

現状と課題

実績はほぼ横ばいですが、依然ニーズは高くなっています。なお、平成30年度に新設された自立生活援助については、県内に2か所しか整備されていないこともあり、実績はありません。

今後も引き続き、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある方に対する受け入れ体制を含め、検討していく必要があります。

(4) 相談支援系サービス

(計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)

現状と課題

計画相談支援について、サービス利用者の増加とともに実績値も増加しています。市内に新規事業所が開設されたことに伴いセルフプラン作成者は一旦減少に転じたものの、令和2年9月末現在、圏域内の指定特定相談支援事業所の担当件数が飽和状態となり、新規利用者が利用しにくい状態となっているため、新たな相談支援専門員の確保が課題となっています。また、平成30年度より新設された地域定着支援については、圏域内に1箇所(事業所)整備済みですが、利用者数が伸びない状況か

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

ら、引き続き事業の周知及び活用に努めていく必要があります。

〔(参考)セルフプランの実績〕

(単位：人・%)

	H30年9月	R元年9月	R2年9月
セルフプラン対象者／受給者数	13/197	8/203	14/229
セルフプラン作成率	6.6%	3.9%	6.1%

資料：サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の進捗状況に係る調査

2. 障がい児通所支援サービスの推移

[サービス種類別の推移（各年度3月サービス利用分）]

(単位：時間・日・人)

事業名		第1期計画 見込量			第1期計画 実績		
		H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度 ※
児童発達支援	延日数	600	650	720	107	292	181
	実人数	40	45	50	20	30	23
医療型児童発達支援	延日数	5	5	5	0	0	0
	実人数	1	1	1	0	0	0
放課後等デイサービス	延日数	1,525	1,862	2,274	1,122	1,262	1,354
	実人数	103	121	141	153	105	120
保育所等訪問支援	延日数	5	5	5	0	0	1
	実人数	2	2	2	0	0	1
居宅訪問型 児童発達支援	延日数	5	5	5	0	0	0
	実人数	2	2	2	0	0	0
障害児相談支援	実人数	6	8	10	20	21	18
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置	実人数	0	0	1	0	0	0

資料：第5期市町村障害福祉計画進捗状況等調査

※令和2年度は、8月サービス提供分

(1) 児童発達支援

現状と課題

児童発達支援の実績値は、見込み量を超えていないものの着実に増加しています。本市の状況としては、サービス提供できる事業所が2箇所設置されていますが、利用ニーズが多いことから、引き続きサービス提供基盤の維持が必要です。

(2) 医療型児童発達支援

現状と課題

医療型児童発達支援については、令和2年12月末現在、県内に事業所が未整備であること等から利用実績はありません。必要に応じて、圏域内市町村と連携しながら、サービス体制整備について検討が必要です。

(3) 放課後等デイサービス

現状と課題

放課後等デイサービスの実績値は、見込みの範囲内ですが、年々増加しており、利用ニーズも高い状況が継続しています。本市では、令和2年8月末現在、市内に7か所の事業所があります。

今後については、高まる利用ニーズに対して、サービス提供基盤の確保・検討が必要です。

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

(4) 保育所等訪問支援

現状と課題

保育所等訪問支援については、令和2年8月末時点での実績はありませんでしたが、支給決定者数は増加しています。

本市には現在1か所の事業所があることから、教育機関等と連携をとりながら事業実施していくことが必要です。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

現状と課題

平成30年度に新設された居宅訪問型児童発達支援については、令和2年8月末時点で実績はありません。

本市には令和2年8月末現在、1か所の事業所があることから、必要に応じて、事業実施していくことが必要です。

(6) 障害児相談支援

現状と課題

障害児相談支援については、サービス利用者の増加とともに見込み量を大幅に超えています。市内に新規事業所が開設されたことに伴いセルフプラン作成者は一旦減少に転じたものの、令和2年9月末現在、圏域内の指定障害児相談支援事業所の担当件数が飽和状態となり、新規利用者が利用しにくい状態となってきたことから、新たな相談支援専門員の確保・人材育成が課題となっています。

[(参考)セルフプランの実績]

(単位：人・%)

	H30年9月	R元年9月	R2年9月
セルフプラン対象者／受給者数	6/127	5/144	6/157
セルフプラン作成率	4.7%	3.5%	3.8%

資料：サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の進捗状況に係る調査

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

現状と課題

平成30年度に新設された医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、富谷市・黒川地域自立支援協議会にて協議しており、令和3年度以降に基幹相談支援センターへ配置見込みです。

3. 地域生活支援事業の推移

(1) 市町村必須事業

[地域生活支援事業（必須事業）の概要]

事業名	内容
相談支援事業	<p>○障害者相談支援事業 障がいのある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。</p> <p>○基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。</p> <p>○住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。</p>
成年後見制度利用支援事業	<p>成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。</p>
成年後見制度法人後見支援事業	<p>成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制整備を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業です。</p>
理解促進研修・啓発事業	<p>障がいのある人等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行う事業です。</p>
自発的活動支援事業	<p>障がい福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等を行う団体に対し、補助金等支援を行う事業です。</p>
意思疎通支援事業	<p>手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、点訳、代筆、代読、音声訳等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する事業です。</p>
手話奉仕員養成研修事業	<p>聴覚障がい者等との交流活動の促進、実施主体の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。</p>

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与する事業です。
	①介護訓練支援用具 特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障がいのある子どもが訓練に用いるいす等
	②自立生活支援用具 入浴補助用具や聴覚障がい者屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
	③在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
	④情報・意思疎通支援用具 点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
	⑤排泄管理支援用具 ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。
地域活動支援センター事業 ①基礎的事業	通所者へ創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進させることによって、地域における障がい者等の自立の促進と社会参加を図ることを目的とする事業です。
②機能強化事業 (余暇支援事業)	一般就労者や就労支援事業所への通所者などに対してサロン(月1回)を開催し、利用者の交流を図る事業です。

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

〔サービス種類別、地域生活支援事業（市町村必須事業）の推移（各年度末現在）〕

（単位：人・事業所）

事業名		第5期計画 見込量			第5期計画 実績		
		H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度 ※
相談支援事業	事業所数	2	2	2	2	2	2
	実人数	100	120	150	69	59	45
成年後見制度 利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	実人数	3	3	3	3	3	3
手話奉仕員 養成研修事業	実施数	0	0	1	0	0	1
日常生活用具 給付等事業	実人数	110	118	124	94	96	97
移動支援事業	事業所数	20	22	24	14	12	10
	実人数	12	13	14	15	18	17
地域活動支援センター 事業 上段：平日（基礎的事業） 下段：土日（機能強化事 業：余暇支援事業※）	登録者数	19	20	21	22	18	17
		23	24	25	30	34	33

資料：行政実績報告

※令和2年度は見込み及び推計値

※「地域活動支援センター 機能強化事業：余暇支援事業」は、令和2年度より月1回・土曜日
のみの開催

現状と課題

- ① 障害者等基幹機能型相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）は、指定特定相談支援事業所「ぱれっとよしおか」に富谷市・黒川郡内3町村共同で委託しています。相談内容は、社会参加や就労相談の増加、重度化してからのサービス利用相談、複合問題を抱えた方の相談、サービス提供事業所や相談支援専門員からの相談など多岐に渡っています。今後は、各専門分野の指定特定相談支援事業者との更なる連携強化が求められます。
- ② 基本相談支援事業では、平成30年度から市役所地域福祉課内で「ここねっと」に委託し、令和2年度からは週5回に拡充し相談対応を行っています。
相談支援から見えてくる課題として、学齢期では不登校の相談、成人期では長期在宅、自宅にひきこもって就労や福祉サービスに結びつかない方、精神障がいの方も含めて就労やサービスへの定着が難しい方への支援が挙げられます。
このことから、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うコーディネーターの機能、情報の共有を通じての支援体制づくりに努める必要があります。

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

- ③ 計画相談支援事業所の専従の相談支援専門員が少ないため、相談支援事業所及び相談支援専門員の育成や援助の取組など更なる相談支援体制の充実に向けた取組が求められています。計画相談支援の事業所数及び従事者数は増加しており、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化する必要があります。
- ④ 成年後見制度利用支援事業については、令和2年8月時点で1名の報酬助成を実施しており、今後も必要な方に対して適切な支援を実施していく必要があります。
- 成年後見制度法人後見支援制度については、令和元年度に実際に法人後見を担っている富谷市社会福祉協議会権利擁護センターの経験談と今後の体制について研修会を開催しました。今後は、法人後見の担い手としての市民後見人の養成について協議、検討を長寿福祉課と行っていく必要があります。
- ⑤ 理解促進研修啓発事業については、令和元年度に富谷市・黒川地域自立支援協議会就労ネットワーク会の構成員と協議を重ね、市内の商業施設において「みて、きいて、して私たちの仕事」をテーマに、就労支援事業所等の紹介やワークショップ等を行い、障がいに対する理解を深める啓発事業を行いました。
- 今後は、新型コロナウイルス感染症対策に留意しながら、事業展開を検討していく必要があります。
- ⑥ これまで未実施であった手話奉仕員養成研修事業については、令和2年度に入門課程を開催し、令和3年度には学びを深めるため基礎課程を実施する予定です。今後は、聴覚障がい者を支援するサポーターとしての関わりについて検討していく必要があります。
- ⑦ 日常生活用具給付等事業については、関係機関との連携のもと利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めています。
- 品目も多いため、わかりやすい表記をしたうえで広報等を通じて事業の周知を図る必要があります。
- ⑧ 移動支援事業については、日常生活上必要不可欠な外出や社会生活又は余暇活動を充実させるための外出の支援を行っています。
- 今後も、委託事業所と連携しながら、障がい者等の社会参加促進を行う必要があります。
- ⑨ 地域活動支援センターについては、平成27年度から令和元年度までの指定管理協定に基づき、社会福祉法人富谷市社会福祉協議会と連携をとりながら、通所者一人ひとりの適性を見極め、自立した日常生活のための訓練や創作活動等に努めた結果、社会生活能力が向上し、通所者が就労事業所へ移行する等成果が見えてきています。
- 今後も、通所者の希望を取り入れながら適性を見極め、生活力の向上や余暇の充実に努める必要があります。

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

(2) 市町村任意事業

[地域生活支援事業（任意事業）の概要]

事業名	内容
日常生活支援事業	<p>①福祉ホームの運営 現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする事業です。</p>
	<p>②訪問入浴サービス 地域における身体障害者・児の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする事業です。</p>
	<p>③生活訓練等 障害者等に対し、日常生活上必要な訓練及び指導等を行うことにより、生活の質の向上を図ることを目的とする事業です。</p>
	<p>④日中一時支援 障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。</p>
	<p>⑤地域移行のための安心生活支援 障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする事業です。</p>
	<p>⑥巡回支援専門員整備 保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。</p>
	<p>⑦相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の5の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進することを目的とする事業です。</p>
	<p>⑧協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援 市町村の協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行い、障害者への総合的な地域生活支援の実現を図る事業です。</p>
	<p>⑨児童発達支援センターの機能強化 地域における障害児等支援の基盤整備を進めるには、地域の障害児等支援の拠点を整備する必要があるため、児童発達支援センター等について、安定的な事業運営を図りつつ事業内容の改善を行うことによる機能強化等を進めるほか、障害福祉サービス事業所等による地域住民の相談等の対応及び啓発等を図る事業です。</p>

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

事業名	内容
<p>社会参加支援に関する事業</p>	<p>①レクリエーション活動等支援 障害者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする事業です。</p>
	<p>②芸術文化活動振興 障害者等の芸術文化活動を振興することにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする事業です。</p>
	<p>③点字・声の広報等発行 文字による情報入手が困難な障害者等のために、地域生活を営む上で必要な情報を提供することにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする事業です。</p>
	<p>④奉仕員養成研修 点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成することにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする事業です。</p>
	<p>⑤複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進 意思疎通に支障がある障害者等を支援するため、複数の市町村による意思疎通支援事業の共同実施のための検討を進めることにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする事業です。</p>
	<p>⑥家庭・教育・福祉連携推進事業 市区町村において、家庭への身近な支援を行うための教育・福祉連携施策を実施することにより、地域で教育と福祉が連携した切れ目ない支援を行うことを目的とする事業です。</p>
	<p>⑦自動車運転免許取得・改造助成 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。</p>
<p>就業・就労支援に関する事業</p>	<p>①盲人ホームの運営 視覚障害者の自立更生を図ることを目的とする盲人ホームを運営することにより、視覚障害者の就業・就労促進を図り、もって視覚障害者の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。</p>
	<p>②知的障害者職親委託 知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。</p>
	<p>③雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施する事業です。</p>
<p>成年後見制度普及啓発事業 (地域生活支援促進事業) 【抜粋】</p>	<p>成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図る事業です。</p>
<p>障害者虐待防止対策支援事業 (地域生活支援促進事業) 【抜粋】</p>	<p>障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備や関係機関等との連携協力体制の整備等を図る事業です。</p>

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

[サービス種類別、地域生活支援事業（市町村任意事業）の推移（各年度末現在）]

(単位：人・日)

事業名		第5期計画 見込量			第5期計画 実績		
		H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度 ※1
訪問入浴サービス事業	実人数	3	3	3	3	4	3
	延日数	162	165	180	216	210	206
日中一時支援事業	実人数	8	9	11	7	8	3
	延日数	415	461	495	341	233	50
自動車運転免許取得・改造助成事業	実人数	8	9	9	2	3	4
地域移行のための安心生活支援事業※2	実人数	0	0	0	0	2	2
成年後見制度普及啓発事業※2	実施の有無	—	—	—	無	有	無
障害者虐待防止対策支援事業※2	実施の有無	—	—	—	有	有	有

資料：行政実績報告

※1 令和2年度は見込み及び推計値

※2 第5期計画において見込量は未設定

現状と課題

- ① 訪問入浴サービスについては、実人数は、ほぼ見込み量通り推移していますが、延日数については、利用回数の増加により見込みを大きく上回っています。今後も適切なサービス提供に努める必要があります。
- ② 日中一時支援事業については、令和2年度においては新型コロナウイルス感染拡大の影響により受け入れを中止していたため、実績が激減となったものと推測されます。今後も介護者の負担軽減につながるよう、委託事業所と連携を図るとともに、新たな委託事業所を開拓し、利用促進に努める必要があります。
- ③ 自動車運転免許取得・改造助成事業については、見込み量を下回っているものの、微増傾向です。今後も社会参加の拡大につながるよう支援していく必要があります。
- ④ 地域移行のための安心生活支援事業については、第5期計画見込にはありませんが、令和元年度より地域生活支援拠点等整備事業の一貫として開始しています。今後は、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を拡充していく必要があります。
- ⑤ 成年後見制度普及啓発事業については、令和元年度に富谷市社会福祉協議会と実施した法人後見研修において、制度周知のためのパンフレットを作成し周知に努めました。今後は、パンフレットを有効活用し、各種事業等において周知に努める必要があります。

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

- ⑥ 障害者虐待防止対策支援事業については、地域福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、通報・相談に随時対応しています。また、虐待防止連絡協議会代表者会議及び実務者会議を開催し、関係機関に参加いただき研修や虐待案件の今後の方針案について審議しています。今後も、虐待早期発見対応に努める必要があります。

4. 成果目標の推移

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和2年度末における地域生活に移行する者の数値目標を国の基本指針に基づき、目標値の設定にあたっては、令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行するとともに、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減を目安に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとなっています。しかしながら、施設に入所されている方の多くが現在の社会資源等の状況では地域での生活が難しく、また、障がいの重度化等を理由として施設入所を希望する方も一定数いることから目標を達成することは困難な状況です。

(単位：人)

項目	数値	国の指針による考え方
平成28年度末時点の入所者数 (A)	18	平成28年度末時点の入所者
目標年度入所者数 (B)	【目標値】 16	令和2年度末時点の入所者数の見込み (※)
	【実績値】 17	
【目標値】 地域生活移行人数 (C)・ 移行割合	【目標値】 2 (11.1%)	平成28年度末時点からの施設入所から 地域生活への移行見込み (移行割合 (C/A))
	【実績値】 0 (0.0%)	
【目標値】 削減見込み (率)・ 削減割合	【目標値】 2 (11.1%)	平成28年度末時点から令和2年度末ま での施設入所者の削減数 (A-B) (削減割合 (A-B/A))
	【実績値】 1 (5.6%)	

(※) 県内入所者数のみ

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を成果目標としたことを踏まえ、国の基本指針に基づき、令和2年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を進めることとされており、富谷市においては令和2年度に富谷市・黒川地域自立支援協議会内に精神包括ケアシステム協議会準備プロジェクトを設置しました。

(単位：か所)

項目	数値	国の指針による考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	【目標値】 1	令和2年度末までに圏域もしくは市において設置する
	【実績値】 1	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針に基づき、令和元年度末までに、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等を整備することとされていました。富谷市においては、令和元年度(平成31年4月)より、相談の場及び緊急時支援を主目的として、富谷市・黒川郡内町村と共同で整備した障害者等緊急時支援体制整備事業の運用を開始しました。

(単位：か所)

項目	数値	国の指針による考え方
地域生活支援拠点等の整備	【目標値】 1	令和元年度末までに圏域もしくは市において少なくとも1か所を設置する
	【実績値】 1	

(4) 福祉施設から一般就労への移行

①一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等）を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定、目標値の設定にあたっては、国の基本指針に基づき、令和2年度末までに、平成28年度末の移行者数の1.5倍以上増加することを目安に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定しましたが、目標未達成となっています。

(単位：人)

項目	数値	国の指針による考え方
平成28年度末時点の年間移行者数	4	平成28年度の移行実績
令和2年度末時点の年間移行者数	【目標値】 6	平成28年度実績の1.5倍以上
	【実績値】 4	

②就労移行支援利用者数の増加

目標値の設定にあたっては、国の基本指針に基づき、令和2年度末までに、平成28年度末の利用者数の2割以上増加することを目安に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされており、概ね目標を達成しました。

(単位：人)

項目	数値	国の指針による考え方
平成28年度末時点の利用者数	13	平成28年度の就労移行支援事業の利用実績
令和2年度末時点の利用者数	【目標値】 16	平成28年度末の実績から2割以上増加
	【実績値】 15	

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

③就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

目標値の設定にあたっては、国の基本指針に基づき、令和2年度末までに、平成28年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数の5割以上増加することを目安に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定しましたが、目標未達成となっています。

(単位：事業所)

項目	数値	国の指針による考え方
市内就労移行支援事業所数 (A)	2	平成28年度の就労移行支援事業所数
就労移行率3割以上の事業所数 (B)	【目標値】 1	令和2年度における就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数を5割以上とする
	【実績値】 0	
【目標値】 就労移行率の高い事業所の割合 (B/A)	【目標値】 50%	令和2年度末における就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合
	【実績値】 0%	

④就労定着支援事業による職場定着の促進

目標値の設定にあたっては、国の基本指針に基づき、支援開始1年後の職場定着率を80%以上とすることを目安に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされており、目標を達成しました。

(単位：%)

項目	数値	国の指針による考え方
令和元年度の定着率	【目標値】 80%	各年度における支援開始1年後の職場定着率を80%とする
	【実績値】 100%	

(5) 障がい児支援の提供体制の整備**① 児童発達支援センターの整備**

国の基本指針に基づき、令和2年度末までに、児童発達支援に加えて保育所等訪問支援、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、障がい児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターを整備することとされており、富谷市においては整備済です。

(単位：か所)

項目	数値	国の指針による考え方
児童発達支援センターの整備	【目標値】 1	令和2年度末までに、各市町村において、少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない)
	【実績値】 1	

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針に基づき、令和2年度末までに、専門職員による保育所や小学校等への訪問支援を行う保育所等訪問支援について、障害児通所支援事業所と調整し、協力体制を図りながらサービス提供体制の構築に向けて支援することとされており、富谷市においては整備済です。

(単位：か所)

項目	数値	国の指針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	【目標値】 1	令和2年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
	【実績値】 1	

第Ⅱ章 障がい者の現状と

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

国の基本指針に基づき、保健福祉事務所や近隣市町村と連携を図り、令和2年度末までを目標に整備することとされており、富谷市においては圏域内に設置済となっています。

(単位：事業所)

項目	数値	国の指針による考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	【目標値】 1	令和2年度までに市または圏域において少なくとも1か所以上を整備する
	【実績値】 1	

④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備

国の基本指針に基づき、保健福祉事務所や近隣市町村と連携を図り、令和2年度末までを目標に整備することとなっており、富谷市においては圏域内に設置済です。

(単位：か所)

項目	数値	国の指針による考え方
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備	【目標値】 1	令和2年度までに市または圏域において少なくとも1か所以上を整備する
	【実績値】 1	

⑤医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の整備

国の基本指針に基づき、関係機関との連携を図り、令和2年度末までを目標に整備することとなっていますが、富谷市においては、令和元年度に富谷市・黒川地域自立支援協議会内に協議の場を設置しています。

(単位：か所)

項目	数値	国の指針による考え方
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備	【目標値】 1	平成30年度までに市または圏域において協議の場を設置する
	【実績値】 1	

第Ⅲ章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の事業の展開

第1 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の事業

1. 自立支援給付事業（第6期障がい福祉計画）

令和3年度から令和5年度における自立支援給付事業等は、実績を勘案し見込み量を設定しました。

[自立支援給付事業の実績と見込み（各年度3月サービス利用分）]

(単位：時間・日・人)

事業名	第5期計画実績			第6期計画見込量			
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
訪問系サービス							
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	延時間	878	1,004	965	1,015	1,049	1,093
	実人数	43	35	36	37	38	39
日中活動系サービス							
生活介護	延日数	910	939	894	898	870	863
	実人数	52	50	49	46	45	43
自立訓練（機能訓練）	延日数	0	0	0	5	5	5
	実人数	0	0	0	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	延日数	63	106	114	145	161	187
	実人数	5	7	7	8	9	10
就労移行支援	延日数	263	198	179	180	200	220
	実人数	17	11	15	15	16	17
就労継続支援（A型）	延日数	147	207	246	299	343	393
	実人数	7	10	13	16	19	22
就労継続支援（B型）	延日数	1,053	1,150	1,114	1,150	1,230	1,290
	実人数	58	59	64	66	70	73
就労定着支援	実人数	2	1	1	2	3	4
療養介護	実人数	4	5	4	4	4	4
短期入所福祉型	延日数	152	184	191	215	220	225
	実人数	32	29	30	28	28	27
短期入所医療型	延日数	0	0	0	5	5	5
	実人数	0	0	0	1	1	1
居住系サービス							
自立生活援助	実人数	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	実人数	23	24	27	29	31	33
施設入所支援	実人数	19	18	17	16	16	16
相談支援系サービス							
計画相談支援	実人数	20	48	32	35	40	45
地域移行支援	実人数	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	実人数	0	2	2	5	8	10

資料：第5期宮城県障害福祉計画進捗状況等調査票、行政実績報告

※令和2年度は8月サービス提供分、令和3年度以降は見込み及び推計値

(1) 訪問系サービス

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

サービス必要量の見込

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）は、平成30年度より利用者実人数の減はありますが、利用延時間数は増加していることから、今後も増加の見込みです。

実施に関する考え方

的確なケアマネジメントのもと、生活の基本である住居、食事等、日常生活に即した課題に対しての個別・具体的な援助となるよう、事業者支援に努めます。

また、引き続き、障がいのある方のニーズ及びサービス供給状況の把握を行いながら、必要な方に適正なサービスが円滑に提供されるよう努めます。

(2) 日中活動系サービス

(生活介護・短期入所（福祉型・医療型）・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・就労定着支援・療養介護）

サービス必要量の見込

ほとんどのサービスで増加する見込みです。

実施に関する考え方

利用者の増加や多様なニーズに対応できるよう、日中活動を支援する各種事業所との連携強化を図り、サービスの確保に努めるとともに、新たな事業所の設置促進を図ります。また、計画期間の見込み量を確保できるよう、黒川郡内の町村をはじめ、広域との調整を図り、引き続き必要なサービス提供基盤の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

(自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援)

サービス必要量の見込

自立生活援助は、令和2年3月末時点で、県内に2か所のみとなっている状況を踏まえ、1名と見込みました。共同生活援助は依然ニーズは高いことから増加とし、施設入所支援については、地域移行の促進により減少するものと見込んでいます。なお、今後、事業所の新規立ち上げや空き状況によっては、増加することも考えられます。

実施に関する考え方

障がいのある方の自立や生涯にわたる生活を支えるために欠かすことのできないサービスであるため、整備補助制度活用による情報提供、事業所の確保に努めます。

また、将来の生活の場として、自宅に次いでグループホームを希望している方が多い傾向があることから、グループホームの体験利用事業などを通して、事業の周知・活用を図っていきます。

(4) 相談支援系サービス（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

サービス必要量の見込

サービス利用者数に伴い、増加していく見込みです。地域移行支援は、令和2年

12月現在、利用実績はありませんが、黒川地域内の整備見込み等を踏まえ、1名と設定しています。地域定着支援については地域生活拠点等整備事業の運用が開始されたことに伴い増加を見込んでいます。地域移行支援、地域定着支援について、黒川地域内の市町村及びサービス提供事業所と連携を図り、支援を必要とする方の把握に努め、引き続き適切なサービス提供基盤を確保します。

実施に関する考え方

指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障がい者（児）の心身障がいの状況や、生活環境、日常生活の状況などをアセスメントしサービス等利用計画を作成し、適切なサービスを受けられるような支援体制の整備を目指します。令和2年12月現在、圏域内の計画相談支援事業所の担当件数が飽和状態となり、新規利用者が利用しにくい状態となっていることを勘案し、既存事業所への支援を強化するとともに介護保険事業者による居宅介護支援事業所も視野に、新たな特定相談支援事業所の確保に努めます。

また、計画相談支援の報酬単価が低いことから、単体事業所運営が困難な状況であるがゆえ、新たな事業所が増えない現状も否めないため、国への要望の機会の際に提言を行っていきます。

平成30年度より新設された地域定着支援については、圏域内に1箇所整備済みであることから、引き続き事業の周知及び活用に努めていきます。

2. 障がい児通所支援事業（第2期障がい児福祉計画）

令和3年度から令和5年度における障がい児通所支援事業等は、実績を勘案し見込み量を設定しました。

[障がい児通所支援事業の実績と見込み（各年度3月サービス利用分）]

(単位：日・人)

事業名	第1期計画実績			第2期計画見込量			
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
障がい児通所支援事業							
児童発達支援	延日数	107	292	181	202	222	242
	実人数	20	30	23	27	28	29
医療型児童発達支援	延日数	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	延日数	1,122	1,262	1,354	1,478	1,581	1,698
	実人数	153	105	120	130	140	150
保育所等訪問支援	延日数	0	0	1	1	2	3
	実人数	0	0	1	1	2	3
居宅訪問型児童発達支援	延日数	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実人数	20	21	18	21	24	27
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	実人数	0	0	0	1	1	1

資料：第5期宮城県障害福祉計画進捗状況等調査票、行政実績報告

※令和2年度は8月サービス提供分、令和3年度以降は見込み及び推計値

※福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援は、県・仙台市のみの事業のため表記なし

① 児童発達支援

サービス必要量の見込

児童発達支援は、今後も増加が見込まれることから、令和5年度には、実人数29人、延日数242日と推計しました。

実施に関する考え方

就学前の障がい児に対する日常生活での基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練の援助を行うものですが、今後も対象者の増加が見込まれます。本市には、サービス提供できる事業所が2箇所設置されていることから、関係機関と連携を密にし適切な支援ができるよう努めます。

② 医療型児童発達支援

サービス必要量の見込

医療型児童発達支援の今後の見込量については、令和2年12月現在、県内に事業所が未整備であることを踏まえ、令和3年度以降も、利用実績なしと推計しました。

実施に関する考え方

就学前の障がい児に対する身体の状況に応じた治療と、日常生活での基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練の援助を重症心身障がい児に対して行うものですが、医療的措置が必要となるため、医療機関との連携を密にし必要な支援ができるよう努めるとともに、新たな利用希望者等が生じた場合に備え、提供体制基盤の確保に努めます。

③ 放課後等デイサービス

サービス必要量の見込

放課後等デイサービスは、今後も増加を見込み、令和5年度には、実人数150人、延日数1,698日と推計しました。

実施に関する考え方

就学中の障がい児を対象に、学校終了後または休業日に生活能力の向上に必要な訓練や社会との交流の促進等を行うものです。本市では、令和2年12月現在、市内に7か所の事業所がありますが、徐々に空きが少なくなっている状況です。引き続き対象者の増加が見込まれるため、個々の状況を勘案しつつ相談支援体制を含めた支援体制の整備に努めます。

④ 保育所等訪問支援

サービス必要量の見込

保育所等訪問支援の見込量については、令和5年度には、実人数3人、延日数は3日と推計しました。

実施に関する考え方

障がい児が集団生活を営む保育所、幼稚園、小学校等の施設を障がい児施設等で指導経験がある児童指導員や保育士が訪問し、ほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うものです。本市には、令和2年12月現在、1か所の事業所があることから、引き続き、教育機関等と連携をとりながら事業を実施するとともに、関係機関への事業の周知と円滑な支援体制の整備に努めます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

サービス必要量の見込

平成 30 年度に新設された居宅訪問型児童発達支援の今後の見込量については、令和 2 年度以降も、実績なしと推計しました。

実施に関する考え方

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、児童発達支援と同様のサービスを行うものです。本市には、令和 2 年 12 月現在、1 か所の事業所がありますが、対象者が限られるため、関係機関と連携を密にし、ニーズの把握に努めます。

⑥ 障害児相談支援

サービス必要量の見込

障害児相談支援の今後の見込量については、令和 5 年度の実人数が 27 人と推計しました。

実施に関する考え方

障がい福祉サービスを利用するため、心身の状況や環境、保護者のサービス意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成を行うものですが、対象者の増加が見込まれるため、関係機関と連携を密にし適切な相談支援体制がとれるよう努めます。また、令和 2 年 12 月現在、圏域内の計画相談支援事業所の担当件数が飽和状態となり、新規利用者が利用しにくい状態となっていることを勘案し、既存事業所への支援を強化するとともに、利用者数の増加に備え新たな障害児相談支援事業所の確保に努めます。

また、児童の計画相談支援の報酬単価も低いことから、単体事業所運営が困難な状況であるがゆえ、新たな事業所が増えない現状も否めないため、国への要望等の機会の際に提言を行っていきます。

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援の調整

サービス必要量の見込

平成 30 年度に新設された医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の今後の見込量については、令和 3 年度以降の実人数を 1 人と推計しました。

実施に関する考え方

圏域内市町村・関係機関と協議し、地域での医療的ケア児の相談支援体制や状況把握を図りつつ、令和 3 年度中に基幹相談支援センター内へコーディネーターを配置できるよう努めます。

第2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づいた地域の実情や障がい者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業で、必須事業と任意事業があります。

1. 必須事業

サービス必要量の見込

[地域生活支援事業（必須事業）の実績値と見込量（各年度末現在）]

(単位：人・回・件・事業所)

名 称	区 分	実 績			見 込		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	2	1	1	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	実人数	3	3	5	8	8	8
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数	0	0	2	5	5	5
手話通訳者設置事業	実利用見込み件数	0	0	0	0	0	0
代筆・代読ヘルパー派遣事業	実利用見込み件数	3	3	3	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業※	実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)	0	0	0	20	0	20

第三章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の事業の展開

名 称	区 分	実 績			見 込		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
日常生活用具給付等事業	実人数	94	96	97	101	105	109
介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	3	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	給付等見込み件数	2	1	3	3	3	3
在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	6	10	8	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	5	3	9	9	9	9
排泄管理支援用具	給付等見込み件数	838	872	904	934	964	994
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付等見込み件数	2	0	1	1	1	1
移動支援事業	実利用見込み人数	15	18	17	17	20	21
	延利用見込み時間数	1,306	1,245	800	1,200	1,250	1,300
地域活動支援センター							
基礎的事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
	実登録見込み者数	22	18	17	20	20	20
機能強化事業（余暇支援事業）	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	30	34	33	33	35	37

資料：行政実績報告書

※令和2年度以降は見込み及び推計値

※「手話奉仕員養成研修事業」は、入門・基礎研修を経て登録となり、R4年度は入門研修の年度であるため「0」と記載

各年度の見込み量確保のための方策

① 相談支援事業

サービス等利用計画の対象者に適切な支援を行うために、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていく必要があります。障がいのある人が、様々な状況に応じた適切な支援を受け、自立した日常生活を営むことができるよう、基幹相談支援センター及び富谷市障がい者相談支援窓口を中心に、サービス

提供事業者との連携のもとで相談支援体制の強化充実に努めます。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する体制づくり等に関して、中核的な役割を果たす協議の場として、富谷市・黒川地域自立支援協議会を設置しています。地域の相談支援事業者の人材育成の支援を目指し、自立支援協議会や地域の相談機関との連携を強化しながら、取組を推進していきます。

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を支援する他、申し立てを行う親族がない場合に市長が申し立てることにより、障がい者の権利擁護を図ります。また、後見人等の報酬を負担することが困難な障がい者に対し、費用の全部または一部を助成します。

③ 成年後見制度法人後見支援事業

富谷市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができるよう体制整備を図ります。また、令和3年度に長寿福祉課と協力し、市民後見人養成研修（仙台市と合同）を開催し、市民後見人の育成を目指します。市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

④ 理解促進研修・啓発事業

障がい者等の日常生活及び社会生活を営むうえで生じる社会的障壁を除去するため、地域住民に対し、障がい者や障がい特性について理解を深めていただくような研修会等を開催するとともに、ヘルプマークの普及・周知に努めていきます。今後は障がい者と地域住民が交流できる場を提供できるよう実施体制の検討を行います。

⑤ 自発的活動支援事業

障がい者等が日常生活又は社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、地域における自発的な取り組みを行う団体等に対し補助金を交付します。

今後は、障がい者等やその家族・地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業の趣旨を踏まえ、広く事業周知に努めます。

対象事業【ピアサポート・災害対策・孤立防止活動支援・社会活動支援・ボランティア活動支援・その他活動支援】

⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通に支障ある障がい者がコミュニケーションを図れるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣や、視覚障がい者に点訳サービスを実施しています。令和2年度には、意思疎通支援事業の一貫である「遠隔手話通訳事業」を開始したことから、事業についての周知・運用に努めていきます。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流促進のため、手話技術講習や講義等を実施し、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するため、令和2年度に実施した「入門課程」に続き、令和3年度に「基礎課程」を実施します。令和4年度以降も、「手話奉仕員養成研修入門課程」、「手話奉仕員養成研修基礎課程」を隔年で実施するとともに、研修修了者が地域にて実践的に活躍することができるような体制についても検討を行います。

⑧ 日常生活用具給付等事業

第三章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の事業の展開

それぞれの障がい特性により必要性を検討し、引き続き給付を実施します。また、日常生活用具の技術の進歩による機能向上や新製品を把握することで、品目の追加や廃止を検討し、柔軟な対応に努めます。

⑨ 移動支援事業

必要量確保のため、事業者の確保と連携強化に努めるとともに、利用者の実態に応じた柔軟な運用の工夫を検討します。今後も外出のための支援を行うことで、自立した社会生活及び社会参加を促していきます。

⑩ 地域活動支援センター

地域活動支援センターの運営にあたっては、令和2年度から令和6年度までの指定管理協定に基づき、社会福祉法人富谷市社会福祉協議会と連携をとりながら行っていきます。その中で基礎的事業では、引き続き通所者一人ひとりの個性を尊重しながら、日常生活訓練の他、創作活動又は生産活動を通して、通所者の自立した日常生活及び社会との交流が促進できるよう努めていきます。

機能強化事業（余暇支援事業）では、一般就労者や就労支援事業所への通所者などに対してサロン（月1回）を開催し、利用者の交流を図り、今後も、障がいのある方の生活の潤いと楽しい余暇を過ごすことができる環境づくりに努めます。

2. 任意事業

サービス必要量の見込

[地域生活支援事業（任意事業）の実績値と見込値（各年度3月末現在）]

(単位：人・日)

名 称	区 分	実 績			見 込		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
訪問入浴サービス事業	実人数	3	4	3	3	3	4
	延日数	216	210	206	210	210	280
日中一時支援事業	実人数	7	8	3	6	6	6
	延日数	341	233	50	208	208	208
自動車運転免許取得・改造助成事業	実人数	2	3	4	6	6	6
地域移行のための安心生活支援事業	実人数	0	2	2	2	3	4
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	無	有	無	無	有	有
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

資料：行政実績報告

※令和2年度以降は見込み及び推計値

各年度の見込み量確保のための方策

就労や社会参加、日常生活の拡大・安定のために、サービスガイドブックや広報などを活用し事業の周知に努め、利用を促します。また、社会情勢の変化に応じて助成の内容を検討し、柔軟に対応します。

第3 成果目標

1. 国の指針による成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末における地域生活に移行する者の数値目標を国の基本指針に基づき設定します。

目標値の設定にあたっては、令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行するとともに、令和元年度末時点の施設入所数から1.6%以上削減を目安に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされていますが、施設に入所されている方の多くが現在の社会資源等の状況では地域での生活が難しく、また、障がいの重度化等を理由として施設入所を希望する方も一定数いることから、下表のとおり目標を設定しました。

項目	数値	国の指針による考え方
令和元年度末時点の入所者数 (A)	17人	令和元年度末時点の入所者数
目標年度入所者数 (B)	16人	令和5年度末時点の入所者数の見込み (※)
【目標値】 削減見込み	1人	令和元年度末時点から令和5年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)
【目標値】 地域生活移行人数 (C)	1人	令和元年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み

(※) 県内入所者数のみ

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を引き続き成果目標とした国の基本指針に基づき、令和5年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場において重層的な連携による支援体制構築に向け協議します。

併せて、精神障害者における障害福祉サービスの利用状況把握、基盤整備の過不足の把握を進めることとされていることから、本市においては、富谷市・黒川地域自立支援協議会において設置されている協議の場にて、引き続き検討を進めてまいります。

第三章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の事業の展開

項目	目標値			国の指針による考え方
	R3年度	R4年度	R5年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回	協議の場の一年間の開催回数 の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人	保健・医療・福祉・介護・当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	2回	2回	2回	協議の場における目標設定及び評価の実施回数 の見込み
精神障害者の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案した、利用者数の見込み
精神障害者の地域定着支援利用者数	2人	4人	5人	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案した、利用者数の見込み
精神障害者の共同生活援助利用者数	9人	10人	11人	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案した、利用者数の見込み
精神障害者の自立生活援助利用者数	1人	1人	1人	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案した、利用者数の見込み

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

国の基本指針に基づき、令和元年度に富谷市・黒川郡内町村で共同整備した地域生活支援拠点において、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等のさらなる機能充実を目指し、富谷市・黒川地域自立支援協議会において、検証及び検討を行います。

項 目	目標値	国の指針による考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所 整備済	令和5年度末までに市又は圏域内に少なくとも1つ設置
地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年2回	地域生活支援拠点等の機能充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

目標値の設定にあたっては、国の基本指針に基づき、令和5年度末までに、令和元年度の一般就労への移行者数の1.27倍以上とすることを目安に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされており、就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上、就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.23倍以上を目指すものとされていますが、下表のとおり目標を設定しました。

項目	数値	国の指針による考え方
令和元年度末時点の一般就労への移行者数	3人	令和元年度の一般就労への移行実績
(新)【目標値】 令和5年度末時点の年間移行者数	5人	令和元年度末実績の1.27倍以上
(新)【目標値】 令和5年度末時点 就労移行支援事業からの 年間移行者数	4人	令和元年度末実績の1.3倍以上
(新)【目標値】 令和5年度末時点 就労継続支援A型事業からの年 間移行者数	1人	令和元年度末実績の1.26倍以上
(新)【目標値】 令和5年度末時点 就労継続支援B型事業からの 年間移行者数	0人	令和元年度末実績の1.23倍以上

②就労定着支援事業の利用者数の増加

目標値の設定にあたっては、国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目安に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数値	国の指針による考え方
【目標値】 令和5年度年間一般就労 移行者数 (A)	5人	令和5年度における就労移行支援事業等 を通じて一般就労に移行する者の数
(新)【目標値】 令和5年度就労定着支援 事業利用者数 (B)	4人	令和5年度における就労移行支援事業等 を通じて一般就労に移行する者のうち、 7割が就労定着支援事業を利用
(新)【目標値】 令和5年度の就労定着支援事 業の利用割合 (B/A)	80%	令和5年度における就労移行支援事業等 を通じて一般就労に移行する者のうち、 就労定着支援事業を利用する者の割合

③就労定着率の高い就労定着支援事業所の増加

目標値の設定にあたっては、国の基本指針に基づき、令和5年度末までに、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることとなっていますが、令和2年12月現在、市内に就労定着支援事業所がないことから、サービス提供体制の構築に向けて支援します。

項目	数値	国の指針による考え方
市内就労定着支援 事業所数 (A)	1事業所	令和5年度末の就労定着支援事業所数
就労定着率8割以上の 事業所数 (B)	1事業所	令和5年度末における就労定着率8割以上 の就労定着支援事業所数を7割以上とする
就労定着率の高い 事業所の割合 (B/A)	100%	令和5年度末における就労定着率8割以上 の就労定着支援事業所の割合

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針に基づき、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までを目標に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を強化する体制を確保します。本市においては、基幹相談支援センターがその機能を担っていることから、引き続き、体制の充実・強化に向け、富谷市・黒川圏域内で協議・検討をしていきます。

項目	目標値			国の指針による考え方
	R3年度	R4年度	R5年度	
(新) 総合的・専門的な相談支援	有	有	有	令和5年度末までに障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み
(新) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件	令和5年度末までの実施件数見込み
(新) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	12件	12件	令和5年度末までの支援件数見込み
(新) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回	令和5年度末までの実施回数見込み

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針に基づき、障がい者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うため、令和5年度末までを目標に、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を整備します。本市においては、富谷市・黒川地域自立支援協議会がその機能を担っていることから、引き続き、体制の充実・強化に向け、富谷市・黒川圏域内で協議・検討をしていきます。

項目	目標値			国の指針による考え方
	R3年度	R4年度	R5年度	
(新) サービスの質の向上を図るための体制構築	有	有	有	令和5年度末までに市または圏域において協議の場を設置する
(新) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	2人	2人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み
(新) 障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有	有 12回	有 12回	有 12回	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み

(7) 発達障害者等に対する相談支援の提供体制の構築

国の基本指針に基づき、発達障害者等に対して適切な対応を行うため、令和5年度末までを目標に、ペアレントプログラム^{*1}やペアレントトレーニング^{*2}などの発達障害者等の家族等に対する支援体制の整備を図ります。本市においては、宮城県等で実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の各種研修への受講推薦等を行いながら、人材育成に努めます。また、「いっぽの会（自閉症児・者の親の会）」などの活動支援を通じて、当事者同士の相互支援を推進していきます。

項目	目標値			国の指針による考え方
	R3年度	R4年度	R5年度	
(新) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する
(新) ペアレントメンター ^{*3} の人数	0人	0人	1人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する
(新) ピアサポートの活動への参加人数	45人	50人	55人	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する

^{*1} 発達障害の子どもを育てる保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つ。

^{*2} 発達障害の子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラム。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを」ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。

^{*3} メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行うもの。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動を行っている。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整などを行う。

(8) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの整備

児童発達支援に加えて保育所等訪問支援、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、障害児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターが、平成27年度に市内に1か所(1事業所)設置されています。引き続き、センターを中心とした支援体制の充実を図ります。

項目	数値目標	国の指針による考え方
児童発達支援センターの整備	1か所 (整備済)	令和5年度末までに、各市町村において、少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 (市町村単独での設置が困難な場には、圏域での設置であっても差し支えない)

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の指針では、障がいのある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、専門職員による保育所や小学校等への訪問支援を行う保育所等訪問支援について、平成27年度に市内に1か所(1事業所)設置されています。今後も引き続き、子育て支援課・市内事業所・黒川地域内事業所等と連携を図りながら、継続して支援を利用できる体制の構築・連携体制の強化を図ります。

項目	数値目標	国の指針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所 (整備済)	令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が、黒川圏域内に1か所設置されています。黒川地域内事業所等と連携を図りながら、継続して支援を利用できる体制の構築・連携体制の強化を図ります。

項目	数値目標	国の指針による考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	1か所 (整備済)	令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場には、圏域での確保であっても差し支えない)

④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が、黒川圏域内に1か所設置されています。黒川地域内事業所等と連携を図りながら、継続して支援を利用できる体制の構築・連携の強化を図ります。

項目	数値目標	国の指針による考え方
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備	1か所 (整備済)	令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない)

⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、国の基本指針に基づき、関係機関との連携を図り、令和5年度末までを目標に整備することとされており、本市においては、富谷市・黒川地域自立支援協議会において医療的ケアに関することを協議する場を設置していることから、関係機関と協議しながら、支援に関する連携体制の構築をさらに進めます。

項目	数値目標	国の指針による考え方
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所 (整備済)	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。(市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での、圏域での設置であって差し支えない)

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和5年度末までに基幹相談支援センターへの配置を目指し、圏域内で協議・検討をしていきます。

項目	数値目標	国の指針による考え方
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込み

第IV章 計画の推進に向けて

第1 効果的なサービス提供体制

1. 関係機関等との連携

計画の見込み数値や事業所の指定などについて、宮城県障害福祉計画と必要な調整を図り、本市の障がい福祉・障がい児福祉計画が円滑に進むように努めていきます。また、他市町村や宮城県と協力し、障がい施策の充実に努めていきます。

さらに、地域社会の連携・協力をいただきながら、「市民・事業者・行政の協働」に努め、サービスの提供体制を整備します。

(1) 住民意識の啓発

今後とも住民が育てる質の高い福祉サービスを目指し、広報・啓発に努めるとともに、気軽に福祉の学習や体験、交流のできる機会を有効に活用して、障がい者保健福祉に対する住民の理解と意識の啓発を図ります。

また、住民自らが、保健福祉事業に参画することで自分自身の元気にもつながるということを実感できるように創意工夫しながら各事業を展開していきます。

(2) 保健福祉・障がい者自立支援サービスなどの情報の提供

必要とされる方が、保健福祉事業や障がい者自立支援サービスに関する様々な情報を得られ、適切なサービスや事業者を選択できるようにします。

そのために、富谷市障がいサービスガイドブックや広報、インターネット等の情報網を有効に活用します。

また、障害区分認定のための申請などの際の来庁または電話による相談者に対して、その状況に応じた適切な情報の提供に努めます。

さらに、様々な事業を通して、市民の方々に情報を提供し、本市の保健福祉施策に対する共通認識を高めていきます。

(3) 県、関係機関との連携強化

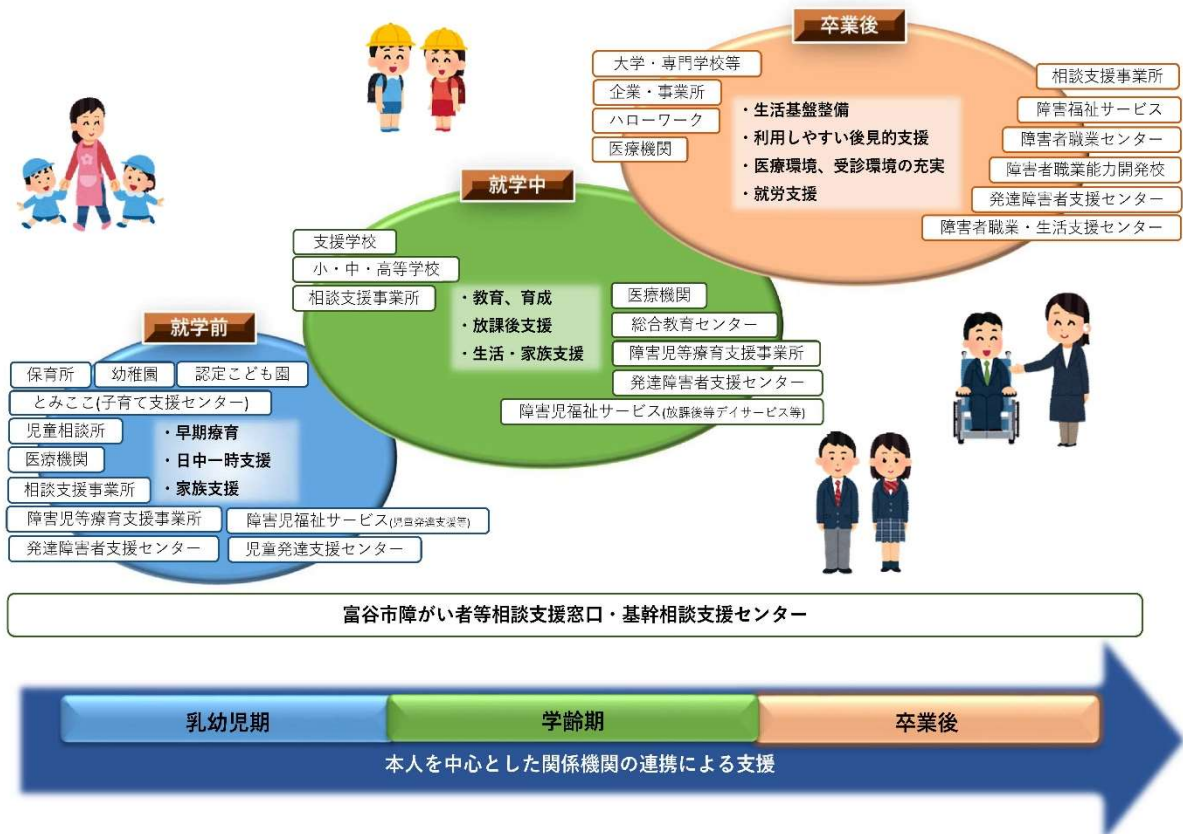
障がい福祉・障がい児福祉サービスの提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等にあたっては、宮城県や近隣自治体、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することで効果的な計画の推進を図ります。

(4) 障がい者等に対する虐待の防止

平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、平成25年4月に「障害者虐待防止センター」を設置しました。早期発見や虐待を未然に防ぐため、関係機関との連携を強化し、今後も障がいのある人に対する虐待の防止に努めるとともに、虐待が発生した場合における障がい者等の保護など、迅速かつ適切な対応に努めます。

(5) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制

障がい児及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関との緊密な連携により、切れ目のない支援等が可能となるような取り組みを推進し、成長段階に応じた支援ネットワークの形成による体制整備を図ります。

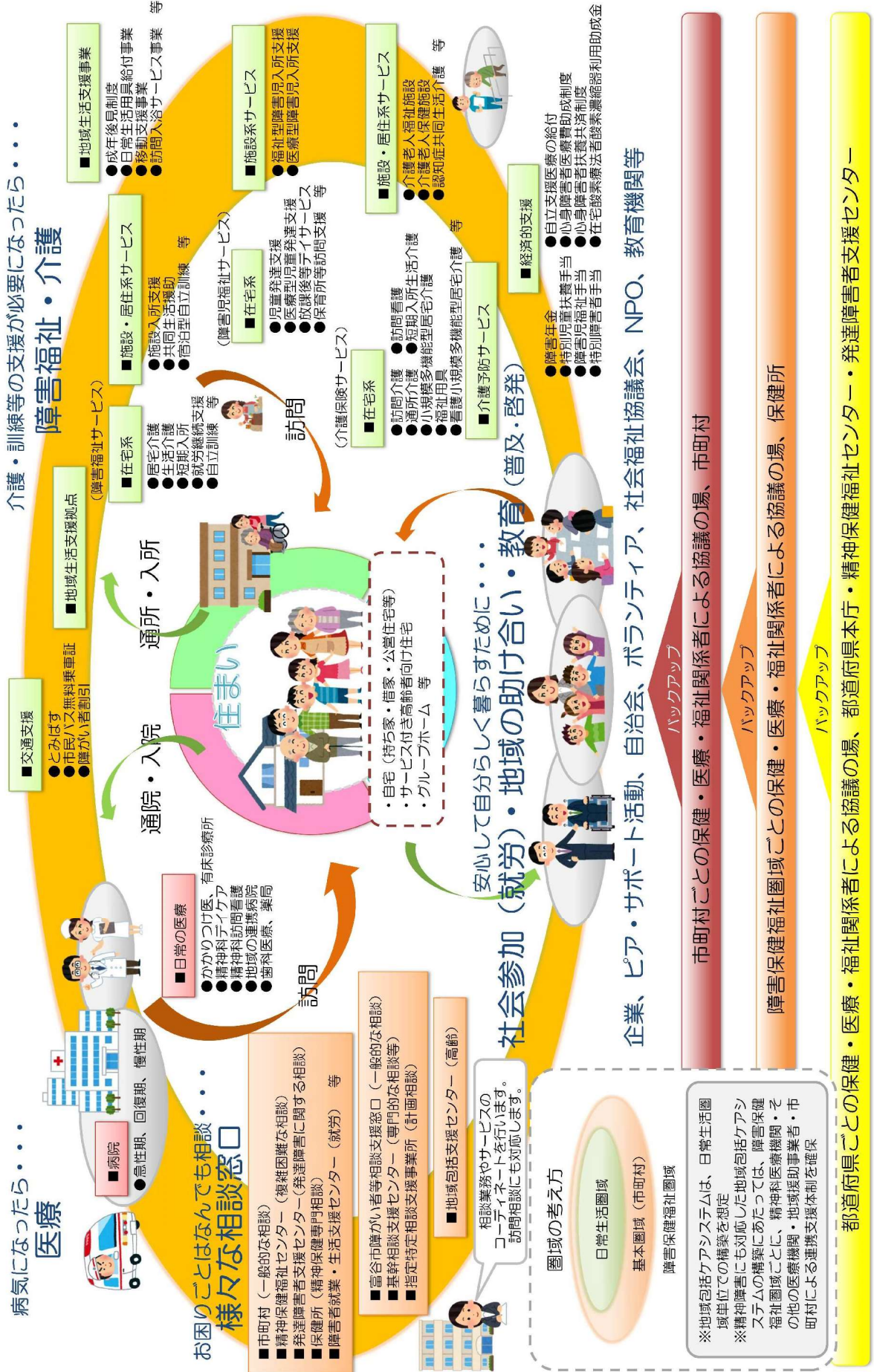


(6) 富谷市における地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加(就労)、住まい、教育(普及・啓発)等、地域全体で助け合いを包括的に行う体制です。

富谷市では、地域において障がい児・者が生活支援サービス等を切れ目なく利用することができ、安心して自立生活を送れるよう、地域共生社会の実現に向け、全体方針として地域包括ケアシステムを推進します。

富谷市の障がい児・者に対応した地域包括ケアシステムのイメージ図



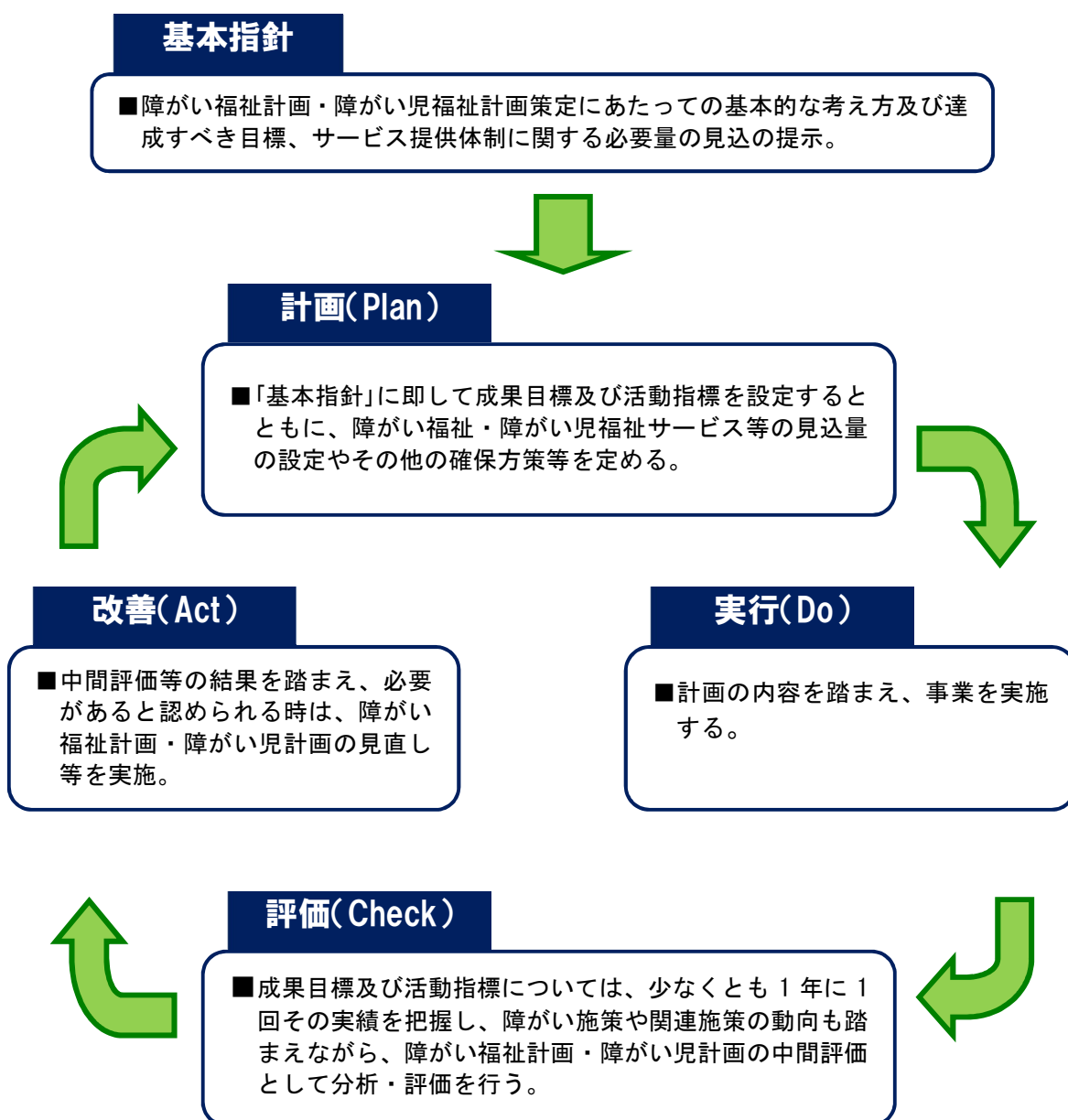
第2 進行管理と事業評価・計画の弾力的運用

1. PDCAサイクルによる計画の進行管理と評価

本計画は、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Act)」のプロセスを循環させながら、令和3年度から令和5年度の3年間の計画の期間の中で、少なくとも1年に1回の実績把握を行い、分析・評価（中間評価）を行うとともに、障がい施策や関連施策の国や県の動向も踏まえながら、計画期間中でも必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、中間評価や計画の見直しにあたっては、富谷市障がい者施策推進協議会及び富谷市・黒川地域自立支援協議会において協議、検討を行います。

[計画におけるPDCAサイクルのプロセス]



2. 富谷市障がい者施策推進協議会

本計画策定に際してご審議をいただいた富谷市障がい者施策推進協議会において、毎年度その達成状況について定期的・客観的に評価を行います。

3. 富谷市・黒川地域自立支援協議会

富谷市・黒川地域自立支援協議会の体制はP 1 1のとおりです。計画の広域的な取り組み状況について評価を行います。

4. 計画の弾力的な運用

計画の推進にあたっては、今後の社会情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて弾力的な運用を行います。

資料編

1. 富谷市障がい者施策推進協議会条例

平成28年6月14日

条例第25号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項等を調査審議するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、富谷市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者及び障がい者団体の代表者
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係機関の職員
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

資料編

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年富谷町条例第34号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

2. 富谷市障がい者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

構成区分	所属等	氏名	備考
1	佐藤病院 院長	佐藤 光精	
2	公立大学法人宮城大学/ 看護学群在宅看護学 教授	高橋 和子	
3	一般社団法人A i えりあ サポート福祉会 理事	高橋 永郎	
4	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会/ 地域支援センター ぱれっと 所長	平野 浩	平成30年4月 ～令和2年3月
		村上 香代子	令和2年4月 ～令和3年3月
5	NPO 法人 自閉症ピアリンクセンター ここねっと/法人センター長	黒澤 哲	
6	認定NPO法人 さわおとの森/ 子ども発達センターあかいしの森 園長	山田 裕子	
7	社会福祉法人 富谷市社会福祉協議会/ 地域活動支援センター(TOMOTOMOYOUYOU)	橋本 匡	
8	仙台公共職業安定所 大和出張所 (ハローワーク大和)	平賀 公男	
9	富谷市手をつなぐ育成会 会長	後藤 幸子	
10	障がい者の 障がい者の 団体	加藤 いつ子	

任期：平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

会長：佐藤 光精 副会長：高橋 永郎

3. 計画策定の経過

開催年月日	委員会名	内 容
平成30年8月2日	平成30年度 富谷市・ 黒川地域 自立支援協議会 第1回全体会議	【議 事】 (1) 平成29年度富谷市・黒川地域相談事業実績報告 (2) 障がい福祉計画について (3) 平成30年度富谷市・黒川地域自立支援協議会 実施方針について (4) 医療的ケア部会の立ち上げについて (5) 地域生活支援拠点整備について
平成30年10月4日	平成30年度 第1回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審 議】 (1) 富谷市障がい者施策推進協議会について (2) 平成29年度障がい者保健福祉事業実績報告について (3) 平成30年度障がい者計画・障がい福祉・障がい児福祉計画進捗について
平成30年12月27日	平成30年度 第2回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審 議】 (1) 平成30年度自立支援サービスの現状と課題及び今後の取り組みについて (2) 平成30年度障がい児通所支援事業の現状と課題及び今後の取り組みについて (3) 計画の重点方針について
平成31年2月14日	平成30年度 第3回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審 議】 (1) 富谷市・黒川地域生活支援拠点等の整備方針について
平成31年2月18日	平成30年度 富谷市・ 黒川地域 自立支援協議会 第2回全体会議	【議 事】 (1) 障がい福祉計画の進捗状況について (2) 平成30年度富谷市・黒川地域相談事業実績報告 (3) 平成30年度富谷市・黒川地域自立支援協議会実績報告 (4) 地域生活支援拠点の整備方針について (5) 富谷市・黒川地域自立支援協議会規約一部改正について・医療的ケアに関すること (6) 平成31年度富谷市・黒川地域自立支援協議会 実施方針について
令和元年7月1日	令和元年度 富谷市・ 黒川地域 自立支援協議会 第2回全体会議	【議 事】 (1) 障がい福祉計画の進捗状況について (2) 平成30年度富谷市・黒川地域自立支援協議会 実績報告 (3) 地域生活支援拠点の整備について (4) 医療的ケアに関すること (5) 令和元年度富谷市・黒川地域自立支援協議会 活動内容について

開催年月日	委員会名	内 容
令和元年8月1日	令和元年度 第1回富谷市 障がい者施策 推進協議会	<p>【審 議】</p> <p>(1) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画実態把握調査設問について</p> <p>【その他】</p> <p>(1) 富谷市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画について</p> <p>(2) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画実態把握調査について</p> <p>(3) 障がい者等実態把握調査業務スケジュール案について</p>
令和元年9月19日	令和元年度 第2回富谷市 障がい者施策 推進協議会	<p>【審 議】</p> <p>(1) 富谷市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画実態把握調査アンケート案について</p>
令和元年11月7日	令和元年度 第3回富谷市 障がい者施策 推進協議会	<p>【審 議】</p> <p>(1) 富谷市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画実態把握調査アンケート案について</p> <p>(2) 令和元年度自立支援給付事業（障がい児通所支援事業）の現状及び今後の取り組みについて</p> <p>(3) 計画の重点方針について</p>
令和2年2月4日	令和元年度 富谷市・ 黒川地域 自立支援協議会 第2回全体会議	<p>【議 事】</p> <p>(1) 市町村障害者福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況について</p> <p>(2) 平成31年度 富谷市・黒川地域自立支援協議会実績報告</p> <p>(3) 障害者等緊急時支援体制整備事業 実施報告</p> <p>(4) 令和2年度 富谷市・黒川地域自立支援協議会実施方針について</p>
令和2年2月6日	令和元年度 第4回富谷市 障がい者施策 推進協議会	<p>【審 議】</p> <p>(1) 富谷市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画実態把握調査の結果（速報）について</p> <p>(2) 令和2年度富谷市障がい者施策推進協議会スケジュールについて</p> <p>(3) 富谷市障がい者等相談支援窓口の愛称について</p>
令和2年8月20日	令和2年度 第1回富谷市 障がい者施策 推進協議会	<p>【審 議】</p> <p>(1) 富谷市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定に向けた実態把握調査の結果について</p> <p>(2) 富谷市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画骨子案について</p>
令和2年10月29日	令和2年度 第2回富谷市 障がい者施策 推進協議会	<p>【審 議】</p> <p>(1) 富谷市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案について</p>
令和2年12月24日	令和2年度 第3回富谷市 障がい者施策 推進協議会	<p>【審 議】</p> <p>(1) 富谷市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案（全体版）について</p>

資料編

開催年月日	委員会名	内 容
令和3年1月12日 ～1月31日	パブリック コメント	意見提出 1名 (6件)
令和3年2月4日	令和2年度 第4回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審 議】 (1) 富谷市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉 計画（原案）の確認・承認

4. 用語集（50音順）

●医療型児童発達支援

肢体不自由の障がい児に対し、通所により、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行うサービス。

●医療的ケア児

N I C U（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

●遠隔手話通訳事業

聴覚障がい者の方が安心して相談できる体制構築のため、富谷市で令和2年12月から開始した事業。専用アプリを使って、タブレット端末に映し出された手話通訳者が、来庁者と手話で会話した内容を職員に音声で伝え、職員との会話を手話で来庁者に伝える。来庁者は必要な際、予約なしでいつでも気軽に使える専用アプリを利用することができる。

●共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行うサービス。

●居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

●居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービス。

●計画相談支援・障害児相談支援

障害福祉サービス等を申請した障害者（児）に対して、支給決定にかかるサービス等利用計画案を作成し、支給決定後のサービス等の利用状況についての検証を行い計画の見直し（モニタリング）やサービス事業所等との連絡調整を行うサービス。指定特定相談支援事業者が実施する。

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の代わりに、代理人が権利を表明すること。権利擁護の一つとして、成年後見制度がある。

●行動援助

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が行動する際に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービス。

●児童発達支援

未就学の障がい児に対し、通所により、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービス。

資料編

●重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービス。

●重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行うサービス。

●就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

●就労継続支援 A 型

一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行うサービス。

●就労継続支援 B 型

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行うサービス。

●就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス。

●障害児等療育支援事業所

発達の気になるお子さんとご家族、支援者の療育に関する相談に応じ、障がい児に関する専門的な療育相談や指導などを行う。富谷市は「あとれ黒川」が担当。

●障害者雇用率制度／法定雇用率

障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を確保することとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。民間企業等は一定の割合（法定雇用率）以上の障がい者を雇用することが義務付けられ、法定雇用率は原則 5 年で見直される。

民間企業における雇用率設定基準は次の算定式による割合を基準に設定。

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※短時間労働者は、原則、1 人を 0.5 人としてカウント。

※重度身体障がい者、重度知的障がい者は 1 人を 2 人としてカウント。短時間重度身体障がい者、重度知的障がい者は 1 人としてカウント。

●障害者職業・生活支援センター

就業を希望される障がい者の方や在職中の障がい者の方が抱える課題に応じて、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面における一体的かつ総合的な支援を行う。また、事

業主からのご相談も受け付けている。富谷市は「障害者就業・生活支援センターわ〜く」が担当。

●障害者職業能力開発校

職業能力開発促進法に基づいて国が設置し、宮城県が委託を受けて運営する障がい者のための職業能力開発施設。障害のある方に対し、その能力に適応する職種について必要な基礎技能を習得させ、就業による自立を図るとともに、社会の発展に寄与する技能者を養成することを目的としている。宮城県には「宮城県障害者職業能力開発校」がある。

●ジョブコーチ

障がい者の職場適応に課題がある場合に、職場に出向いて、障がい特性を踏まえた専門的な支援を行い、障がい者の職場適応を図る人のこと。「職場適応援助者」とも呼ばれる。

●自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体・生活機能の維持、向上のために必要な訓練を行うサービス。身体障がい者を対象とした機能訓練、知的障がい者及び精神障がい者を対象とした生活訓練、日中一般就労や外部の障がい福祉サービスを利用している知的障がい者および精神障がい者を対象とした宿泊型がある。

●自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス。

●生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任し、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

●相談支援事業

障害者自立支援法に基づき市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業。障がい者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、相談、ケア計画の作成、事業者の紹介やサービス調整等の援助を行う。地域における相談支援の整備や人材育成、社会資源の開発も含めた支援を行う「基幹相談支援センター（富谷市・黒川地域では「地域支援センターぱれっとよしおか」に委託）」、一般的な相談支援を行う「市町村相談支援事業（富谷市では、富谷市障がい者等相談支援事業として、「NPO 法人 自閉症ピアリンクセンター ここねっと」に委託）」、個別のサービス利用計画作成を行う「計画相談支援（指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所が担う）」の三層構造となっている。

資料編

●相談支援専門員

地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい児者等、その保護者（介護者）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び事業者等との連絡調整等の総合的な支援をする者。

●短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介助等を行うサービス。

●地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行うサービス。指定一般相談支援事業者が実施する。

●地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業。

●地域定着支援

単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービス。指定一般相談支援事業者が実施する。

●地域包括ケアシステム

可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

●同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行うサービス。

●とみぱす

高齢者と障がい者の皆さまの社会参加の促進と安全安心な移動を支援するため、バス・地下鉄等の運賃を年間2万円まで助成（うち1割は自己負担）する市独自の事業で交付している外出支援乗車証の名称。

●発達障害

発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法における定義 第二条より）と定義されている。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いことから、これらのタイプのうちどれにあたるのか、障がいの種類を明確にわけて診断することは大変難しいとされている。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により診断名が異なることもある。

●発達障害者支援センター

発達障害のある方とご家族が安心して生活できる地域作りを推進する機関。発達障害等のある本人とその家族、支援している関係者の相談に応じ、子どもから大人まで利用できる。宮城県内には「宮城県発達障害者支援センターえくぼ」と「宮城県発達障害者支援センター（子ども総合センター内に設置）」の2か所が設置されている。

宮城県では、市町村等を一次支援機関、各県域で支援の中心となる事業所を二次支援機関、発達障害者支援センターを三次支援機関と位置づけ、相互に連携しながら支援体制づくりを推進している。

●ピアサポート

障がい者やその家族等、同じ立場にある当事者同士が集まり、お互いの苦しさ、辛さを話し合い、問題の解明・回復に向けて共同的にサポートを行う相互支援の取り組みのこと。

●福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

●ペアレントトレーニング

発達障害の子どもを育てる保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目ざす家族支援のアプローチの一つ。

●ペアレントプログラム

発達障害の子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。

●ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行うもの。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動を行っている。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整などを行う。

●ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク（赤地に白色のハートと十字が入っている）。

資料編

●保育所等訪問支援

保育所や学校、その他の児童が集団生活を営む施設を専門の支援員が訪問し、当該施設等に通う障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。

●放課後等デイサービス

学校に通学している障がい児に対し、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービス。

●法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うもの。

●要約筆記

聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。ノートなどの筆記具を使うほか、OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）やパソコンを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法がある。

●療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス。



ブルベリッ娘&ブルピヨ

富谷市
第 6 期障がい福祉計画
第 2 期障がい児福祉計画

〔令和 3 年度～令和 5 年度〕

発行日／令和 3 年 3 月

編集・発行／富谷市 保健福祉部 地域福祉課

〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田 30 番地

電話 022-358-3294 (直通) F A X 022-358-9915